

# 個人の権利に関する裁判例の社会的影響と中間組織：

LGBT をめぐる制度議論の動向を事例として

辻 智佐子・辻 俊一・渡辺 昇一

## 要 旨

本稿は、LGBT をめぐる制度議論の動向を事例に取り上げ、法曹界の動きをとおして「中間組織」「公共性」「制度」について考察した。まず、コロナ禍における法曹界の趨勢を日本弁護士連合会と各地域の弁護士会に分けて人権問題への取り組み姿勢について概観し、人権と権利の諸相および権利の生成過程における裁判の役割について論じた。次に、LGBT をめぐる問題を世に問うた初の裁判事例となった「東京都府中青年の家事件」に焦点を当て、この裁判をとおして制度設計における中間組織の役割について議論した。そして、「東京都府中青年の家事件」以降のLGBT 関連の裁判事例や中間組織の設立、法制度の整備を歴史的に観察し、その関連性を検討した。結論として、1) 情報化社会における民主的討議の実現方法を探る試みとして、LGBT をめぐる議論を法曹界の活動と関連付けて観察・分析し、中間組織の持つ知見と有資格専門職能者とのつながりがもたらす新しい制度ニーズのアジェンダ化機能を制度設計に活かすこと、2) こうしたアジェンダ化機能は、人びとが熟議する場の実現が困難な状況において、共感（スミス）や共同善（ベラー）の醸成に資する手段となる可能性があること、3) 民主主義の価値観が相対化され権威主義的支配の有効性も論じられる社会状況において、情報化社会ならではのリアルとオンラインを統合した公共性の意義と確立についてあらためて熟考する必要があること、を指摘した。

キーワード：法曹界、制度、公共性、中間組織、NPO 法人、LGBT、共同善

## 1. はじめに

前稿では、ベラーらの『善い社会』の論点を引用しつつ今までのわれわれの議論を整理し、

「中間組織」「公共性」「制度」の3つのキーワードを念頭に置いて筆者らの所属するテレビ業界、高等教育機関、法曹界におけるコロナ禍の影響について述べた。本稿では、そのうちの法曹界について掘り下げていく。

コロナ禍で、私益よりも公益を守るために個人に対する国や社会の圧力が強まる一方で、働き方にしても生き方にしても個人の選択肢の幅が増え、さらに世界的なスポーツの祭典である東京オリンピック・パラリンピック開催の余波もあり、個人の権利において多様性が広がりを見せている<sup>(1)</sup>。コロナ禍が収まる目処が立たない中、法曹界では日本弁護士連合会が2020年9月4日に「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題に積極的に取り組む宣言」を採択し、個人の人権擁護に向けた動きがある。

そこで本稿では、多様性および人権問題と深い関わりのあるLGBT<sup>(2)</sup>に係る制度議論の動向を事例に取り上げ、法曹界の動きをとおして「中間組織」「公共性」「制度」について考察する。『善い社会』では、「現代の社会変動に対する制度的・文化的な取り組みのうち、もっとも重要なもののいくつかは、裁判所のなかより現われた。その多くは、増大する社会的な相互依存性に対処しようとするもの」であり、そしてその対処法として裁判所の取った方法は「個人の『権利』の概念を拡張するもの」であると述べている（ベラー他 [2009] 128頁、辻他 [2021] 108頁）。裁判所のできることは限られてはいるが、裁判所が個々の事例に判決を下すことによって、またその作業の積み重ねによって社会に影響を及ぼしてきた。社会が変わろうとする時に下される判決は、人びとの関心を喚起し、問題に関連する中間組織の設立を促し、パブリックな討論の場を提供する。そしてその結果、法制度の改革に結びつくことがある。こうしたことを明らかにするために、本稿では「個人の権利の概念を拡張する」点でタイムリーなLGBTをめぐる様々な課題や議論に着目し、上記の3つのキーワードに留意しながら法曹界の動きを探っていききたい。

そして、この考察をとおして、中間組織と専門家のタッグによって問題を可視化しアジェンダ化することで「大きな社会」では実現が難しい民主的討議の場が与えられ、また制度化のプロセスにおいて何かと重視される手続きよりもわれわれが抱く感情のようなより実態的なもの、つまり人びとの共感や社会全体にとって共通の善となるもの（共同善）を捉えることの重要性を問う。

以下、第2節では、前稿の内容を受けてコロナ禍における法曹界の動向を日本弁護士連合会と地域の弁護士会に分けて人権問題への取り組み姿勢について述べ、次いで人権と権利の諸相および権利の生成過程における裁判の役割について論じる。第3節では、人権問題に関わるLGBTを事例に取り上げ、LGBTを世に知らしめる初の裁判事例となった「東京都府中青年の家事件」に焦点を当て、この裁判をとおして制度設計における中間組織の役割について議論する。第4節では、「東京都府中青年の家事件」以降のLGBT関連の裁判事例や中間組織の設立、法制度の整備を歴史的に観察し、その関連性を検討する。

## 2. 法曹界におけるコロナ禍の活動と人権問題

### 2.1 コロナ禍で法曹界が行ったこと

弁護士は必ず単位弁護士会に所属し、各地域の単位弁護士会をまとめる形で、日本弁護士連合会（以下、日弁連）が存在する。各単位弁護士会の活動内容は、日弁連の月刊誌「自由と正義」において理解することができる。「自由と正義」にいかなる記載がなされているかを簡単に整理したい。以下、a) 日弁連の行動、b) 日弁連総会の宣言内容、c) 各単位弁護士会の行動について順に記載する。

#### a) 日弁連の行動

日弁連のコロナ禍における活動は、「自由と正義」2021年1月号での日弁連会長による年頭所感「コロナ禍の中で役割を果たす日弁連～これまでの活動の軌跡と課題～」(6-13頁)においてまとめられており、その内容を以下の4つに分けて述べる。

第1に、緊急事態宣言によって大きな制約を受けながらも業務継続性を維持し、テレワークを正式導入しながら、毎日90人から100人態勢で業務を行ってきた。日弁連の中で構成されている様々な委員会は、セキュリティに配慮したうえでZoomにより委員会を開催できるものは開催してきた。なお、法定委員会（資格審査、綱紀、懲戒および綱紀審査等）は、弁護士会館で参集による開催が行われるも、通信システムを利用した出席を可能とする、会則・会規等の改正を検討している。

第2に、「COVID-19対策本部」を2020年4月16日に設置し、情報収集・共有に努め、多面的・横断的な施策の推進に努めた。ウェブサイトには、市民・事業者向けの情報提供を目的として特設ページを開設し、給付金・融資等の各種制度の一覧、消費者問題のQ&Aを掲載した。そこには、日弁連中小企業法律支援センターの「ひまわりほっとダイヤル」で掲載された「新型コロナウイルスによる売上減少・資金繰りに不安を感じている事業者様へ」などの事業者向けコンテンツも一覧化され、YouTube動画（『『コロナ倒産』を回避する！危機対応の資金繰り対策』）もアップされた。また、全国統一ダイヤルを設置し相談を受け付けた。2020年4月20日から7月22日までの期間であったが、合計1,859件の相談が寄せられた。労働問題、消費者問題（旅行やイベントのキャンセル料や返金の問題が大半を占める）が多く、並行して「ひまわりほっとダイヤル」にて事業者からのコロナ関連相談を受け付けた。

第3に、弁護士業務においては、対面での法律相談の制限や裁判所での期日取消しなど、大きな影響が出た。日弁連では、会員向けアンケートを実施して実態把握に努めるとともに、感染拡大の状況下で法律事務所を持続的に運営するための工夫例や、法律事務所が利用可能な助成金等

の一覧、コロナ関連相談に役立つQ & A, eラーニングコンテンツを会員専用サイト上に掲載するなどして情報提供を積極的に行い、あわせて「法律事務所における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン」を策定した。裁判所の期日取消し問題については、最高裁との協議を続けている。

最後に、コロナ禍で生じた様々な社会問題に対する提言を含め、多数の声明も発してきた。2020年12月16日までに52本の会長声明・談話が発せられた。そのうちコロナ禍に関するものは、19本に上ると整理されている。

#### b) 日弁連総会の宣言内容

2020年9月4日の日弁連の定期総会において、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題に積極的に取り組む宣言」を採択し、今後も長く続くと思われるコロナ関連の多様な問題に日弁連を挙げて取り組むことを、次のとおり宣言した。「様々な法的サービス的手段を駆使して、多種多様な法的課題の解決及び人権問題について人権擁護に真摯に取り組み、有用な政策提言を積極的に行う。『新しい生活様式』への移行を踏まえ、弁護士業務を持続し、弁護士会の機能維持のために業務環境の整備に努め、裁判所等と協議して、適正・迅速に司法サービスを提供することにより、市民のための司法悪説の確保・維持に尽力する。」そして、11月6日には、日弁連のコロナ禍に対する基本的な姿勢や取り組みについて、コロナ禍で厳しい立場に置かれている人びとに向けて、日本経済新聞に全面広告を掲載した（「日本経済新聞社」2020年11月6日、8面）。

次いで2021年6月11日には、日弁連の定期総会の宣言として「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う法的課題や人権問題について引き続き積極的に取り組む宣言」が採択された。この宣言の概要は次のとおりである。「様々な法的サービスの提供手段を駆使して、新たな法的課題や人権問題に対し、その解決に向けて引き続き全力で取り組み、各種の知見に基づき、環境の整備に努める。国、地方自治体及び各地弁護士会と連携し、差別や偏見に関する相談を受け付ける体制を整備し、その被害救済に努める。法改正、ワクチン接種等の国の施策につき、感染防止の名の下で人権侵害を招来することのないように注視し、適時の問題提起・提言を行い、問題発生時は迅速・的確に対応し、被害救済に努める。」

これらの宣言から、市民の権利を守る主体として、各単位弁護士会は、全国規模で今般のコロナ禍に対して法的問題および人権問題に取り組むこと、時の経過に伴い現れてきた事象を明確化していきそれに対処していくことを宣言し、実践していくことが示されている。

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする（弁護士法第1条）。各時代に発生する諸々の問題を鋭敏に察知し、関係者とともに歩んでいくのが職務の基本であろうが、今般のコロナ禍においても、その進行に応じてその時々の問題を可及的速やかに指摘し対

処していく姿勢が窺われる。それは、その他の問題の場合も同様であるが、特にコロナ禍においては、社会の進行に応じて即時即応していくことがより一層要求され、かかる要求に自ら課題を設定し、解決のために努力していくという姿勢を示しているところである。それが社会にどのように評価されるかは、後の社会の判断に委ねられよう。

### c) 各単位弁護士会の行動

日弁連の下には、各単位弁護士会があり、統一感を持って、今般のコロナ禍に対して取り組んでいる。

それぞれの地域に存する弁護士の活動は「自由と正義」2021年7月号の「特集2 回顧と展望：弁護士会・弁護士会連合会2020年度」に整理されている。なお、弁護士会連合会とは、地域の弁護士会が52あるが、地域によってより大きな地域での連合として活動をする場合があり、その呼称である。例えば、北海道弁護士会連合会は旭川、札幌、釧路、函館の4弁護士会の連合会である。こうした連合会は全国に8ある。

各地域の単位弁護士会の2020年度における活動で、コロナ禍に触れないものは一つもなかった。いずれも活動の制限を強いられ、なんとか1年を乗り越えた感のものが多い。その中で多くに共通していたことは、「会員・職員の感染を防止したうえ、会務の継続を図るための方策を講じるとともに、緊急事態宣言下での市民や事業者に生じた法的問題に対して弁護士・弁護士会が社会生活上の医師としての役割を果たすための体制を整備すること」（「自由と正義」2021年7月号、56頁）であった。また、東日本大震災の経験からBCP（業務継続計画）を設定していたが、これを改訂したことに言及した単位弁護士会もあり（同上、58頁）、会務の継続等、弁護士会の組織の維持のためには、会則を見直したところが多い。総会の代理人による議決権行使を認めることにして、総会に参集する会員の数を少なくしたり（同上、45頁）、常議員会のテレビ会議出席に関する件の会則を設けたり（同上、80頁）している。

一方で、従来行われてきた活動が制限されたことは多い。まちかど相談会、有料相談、支部無料相談、事務職員研修等、例年行われていた行事が中止あるいはテレビ会議、Zoom会議を併用し縮小開催することを余儀なくされ、裁判所・検察庁との意見交換会、夏季研修会、高校生模擬裁判選手権、日本弁護士連合会人権擁護大会、四国弁護士会連合会定期大会（LGBTのシンポジウムが予定されていた）などが軒並み中止となった。定期的な行事が中止されると、継続的な情報共有に支障が生じる。その中には、変わらないこともあるが、微妙に変わっていくことも多くあり、それらへのフォローは業務運営にとっては必須である。

しかし、機能不全を起こしたと回顧している単位弁護士会は存在しない。いくつか事例を挙げよう。「結果として総会への代理出席や委員会等における通信システムの活用といった改革を推し進めることにもつながりました。」（「感染症対策の一年」岐阜弁護士会、62頁）、「コロナ禍の

2020年度に積み上げられたものは、今後の当会の活動の幅を広げる土壌になると確信しています。」(「土壌を作った年」奈良弁護士会, 69頁), 「この1年の間に私を含め, 多くの人の人生観や仕事観が大きく変わり, 新しい価値観が生まれてくる変革期にあるように感じています。新型コロナの影響はまだまだ続きますし, 2021年度の変化は2020年度の変化よりも更に大きくなっていくことかと思えます。ただ, 変わりゆく時代の中だからこそ, 基本的人権を擁護し, 社会正義を実現するために積極的問題提起を行い, 実際に行動をしていく必要があるのだと感じました。」(「変わらざるを得ないもの, 変わるべきもの, 変えてはいけないもの～新型コロナまん延の中, 向き合った1年間」三重弁護士会, 64頁) などである。

各単位弁護士会は, 各地域の特性に即しながらも, 日弁連の上記宣言の「基本的人権を擁護して社会正義を実現していくため」という趣旨を具体化したと言える。各弁護士会は, 弁護士自治の中, 司法の役割を担う一当事者として活動してきたと言うこともできる。コロナ禍の早期の終息を強く願いはするが, 終息に向けて引き続き実践していくことが見込まれ, 一会員として筆者も強く感じる場所である。

## 2.2 権利の生成過程の一つの説明

弁護士会が, 擁護する対象としている「基本的人権」とは, どのようなものを想定しておけばいいであろうか。実務の世界において取り上げていくのであるから, 実定法, とりわけ日本国憲法の「基本的人権」として具体的に挙げられている人権ということがまず念頭に上がる。しかし, 「新しい権利」と言われることがあるように, 日本国憲法に明確に挙げられていない人権があるというのも事実である。ここでは, このような人権というものがどのようなものかを整理しておきたい。

日本国憲法のような成文憲法における人権規定は, 1776年のアメリカの「ヴァージニア権利章典」や「独立宣言」, 1789年のフランスの「人および市民の権利宣言」の規定に始まると言われる。例えば, 独立宣言では「われわれは, 自明の真理として, すべての人は平等に作られ, 造物主によって, 一定の奪い難い天賦の権利を付与され, そのなかに生命, 自由及び幸福の追求の含まれることを信ずる」(中山 [2019] 140頁) と規定され, 自然権的な天賦人権として, 国家権力による恣意的な干渉や差別的取り扱いを禁止する消極的な権利の保障を目指し, 自由権的基本権を中心としたものとなっていた。その後, 20世紀になって社会国家・福祉国家への転換が進む中で経済的自由権に制約が加えられたり, 社会権的基本権が保障されたりするようになってくる。このような人権の法的制度化の進展を踏まえつつも, 人権概念は本来的には制度的規範が制定される前から存在する道徳的権利であり, 「すべての人間がただ人間であるということだけによって無条件かつ永久に不可侵ないし不可譲のものとして等しく保持するのが当然の権利」で

あるといった人権の特徴は、自然権理論に由来し、主として人権の道徳的な側面ないし基礎に着眼したものと説明されている。だが、現代における人権を上記のような自然権理論による説明で十分なのかについて議論が重ねられている（田中〔2011〕229-230頁）。

司法的保護・救済という観点から考えた場合、上記の社会権的基本権は、国家による立法を行うことで国家により積極的な配慮を要求すべきものであり、裁判所に対して「国会に対して立法を求める裁判」を提起しても、その判断は消極的であろう。それは、「司法による保護」という司法権の役割の観点からはその枠組みを超えるという理由からである。

これを踏まえると、人権侵害を感じている人が、裁判所に訴えを起こしても、それは国会に立法を求めることであり、個人は守られるべき人権がないとして保護されないということが出てくる。そのことで、多くの人が、自分の立場を守ってもらえないという不遇をかこつ歴史が築かれてきたことになる。もちろん国会議員が、かかる状態を解消するために立法事実を確認して積極的に立法活動を行うことが原則であろう。でもそうはならないことが多いのも事実であり、多数の意見にならない少数者の被害状況は、個別具体的な場面での解決、すなわち弁護士が関与する裁判という局面などで取り上げられることも多い。

ここで、なぜ自らの「人権」を守ってもらえないのかを考える場合、人権の具体的性格はどういうものかという観点からの検討が有益である。「人権」という用語を使う場合、決して意義が一つに確定するというわけではなく、使用場面などに応じてその具体的意味や当該場面で「人権」が認められることで予定される効果が異なってくることを意識し、その上で人権という用語が使われる場面と人権の意義が対応しているか否か、守られるべき状況か否かを分析的に検討できる。この点、ホーフエルトによる「権利の4つの諸相」の議論が参考になる。すなわち、「権利」といった場合、①「請求権」（当事者間に請求権とそれに対応する義務があり、狭義の権利と言われるもの）、②「自由ないし特権」（他人から履行を義務付けられることはないが、そのままではホッブスの自然状態であるから、裸の自由ではなく、刑法上民法上の一般的義務によって外から保護される）、③権能（財産の譲渡、遺言、契約などの意思に基づく行為によって自己および他人の権利・義務などの法的地位を変更できる法的能力）、④免除（他人から一定の義務を課せられないことに対する保護）の4つの諸相がある。具体的には、この「免除」の中で最も重要なものは、個人にとって不可欠の基本的自由や必要を立法に対して憲法的に保障する基本的人権である（田中〔2011〕224頁）。

一つの例として、上記の自由権的基本権が話題になる際、公権力が個人の有している人権（例えば、表現の自由〔日本国憲法22条〕とか財産権〔同29条〕などは表現や財産が公権力等他者から一定の義務を課せられない不可欠の基本的自由である）が害されないことを保障するために憲法にて保障することになる。ただ、憲法で保障するとしても、原則は公権力による干渉に対す

る保障である。しかし、干渉者が公権力ではなく私人という場合もあり、その場合は刑法上・民法上の一般的義務によって外から保護される関係になる。ここでは、果たして一般的義務違反と言えるのかどうか、日本の民法で言えば、例えば不法行為（民法709条）の「他人の権利又は法律上保護される利益」になるかということが話題になる。

このように権利といわれる諸相があるところで、仮に「権利が侵害されている」という報道があった場合、それがどのような性質のものを指し、請求をしている人の具体的請求内容と、報道機関が一くくりにした権利の内容とが対応関係にあるのかを確認することは重要である。被侵害者から「ともかく何でもいいから認めてもらえばいい」といった話があった場合、そこで求めているものは何か、将来どのようなものになっていくかを、上記のような諸相を念頭に位置付けることが必要である。

### 2.3 権利生成における裁判の役割とは何か

権利が認められるという場合、裁判が果たす役割は何か。何よりも、具体的な裁判の中で出される判決において、かかる権利が認定され、それに対する違反の事実があって、それに対して回復を命じるといったことが考えられる。ただ、裁判所が、何の前提もなく権利があるとして認定することは、現実にはほとんどない。権利を侵害されたと主張する者は、当該権利の侵害を前提にして訴えを提起する。しかし、具体的法的根拠としては、例えば日本国憲法13条、14条、25条といった既存の権利条項に基づき主張をする。裁判所は、法廷に持ち込まれた事案については、当事者双方の具体的主張、具体的な証拠に基づいて判断をする。その際、わざわざ新たな権利として主張する権利を持ち出さずとも、他の根拠（例えば日本国憲法14条の平等原則）で違法であることを認定して、それに対応する効果として何らかの回復を宣言することとなる。

この過程においても、具体的に行われた紛争において、権利の存否に関する議論があったことになり、理屈は異なっても結果的に何らかの救済が行われたという事実が一つの積み重ねとなる。裁判を起せば、裁判外では相手にしてくれなかった相手を公開の法廷に引き出すことができ、交渉としての最小限の場を確保することができる（もちろん、濫訴は許されない）。このような裁判の内外での当事者間の自主的交渉を促進し、新しい権利の自律的創出の可能性を高める。さらに、裁判の経過における主張の展開が、社会に対して問題の提起、情報の公開、争点の明確化などインフォーマルな波及効果を及ぼすことにもなる。このことで、自らの権利を侵害されていることを自覚していない人に権利意識を覚醒させ、新しい権利の法的正当性について社会的コンセンサスによる一般的承認への道を開くことにもなる。

ここで、一般的承認とは、社会の相当多数の人びとが、所定の手続きに則って法定立機関が制定し、法適用・執行機関が実現している法規範を受け入れて遵守する心構えであるとされる。社

会心理学的事実を基軸にして考えることになり、かかる法規範が実在するための識別基準となるが、一定の価値理念への志向を内包して初めて人びとを義務付ける当為性を持つことになる(田中 [2011] 97 頁)。これに従えば、一般的承認が生ずる前提たる事実があり、人びとが、その事実に基づいて遵守すべき事柄を心構えとして持つようになる。それは、時代や社会の体制で様々な経過があると思われる。その結実の一例が「共感 sympathy」(スミス)、あるいは「共同善」(ベラー)といったものである。他にも道徳の内容、あるいは正義はどのようにあるべきかといった場で議論されてきたことにつながる。

そして、上記経過を踏まえて、権利要求の内容・範囲が広く賛否の法的議論のもと、具体化・明確化され、立法的・行政的措置による具体的権利としての制度化に結び付く可能性が出てくる。ここで権利として具体化明確化され、侵害されたときの効果(いかなる回復を侵害者に対して要求することを裁判所に認めてもらえるか)が法律として制度化されれば、具体的紛争が裁判所に持ち込まれた際、裁判所は、今後は、その法律に基づいて判断することとなっていく。

### 3. 「東京都府中青年の家事件」と中間組織

「東京都府中青年の家事件」(以下、「本件」)は、公権力による同性愛者差別に関する数少ない裁判例の一つとされている。裁判所が、同性愛者が被る不利益に着目した点において意義が大きいが、教育施設における同性愛者への差別という事案の特殊性から、判示内容を幅広く援用できるものではないと考えられている。また、本件は自治体等の公の施設の利用許可基準の問題に加え、同性愛者への差別や性的指向に関する憲法上の平等権について社会的身分と捉える可能性があるなどの示唆を与え得るものとされている<sup>(3)</sup>。

本稿では、原告となった団体を中間組織と仮定し、司法判断と制度設計の関係性という観点から、本件の提訴・審理における当該団体と法律専門家の活動をあらためて整理し、裁判例が社会にもたらす効果と中間組織の役割について考察する。

#### 3.1 事件の争点と確定判決の概要

「東京都府中青年の家事件」(東京高裁平成9年 [1997年] 9月16日判決 平成6年(ネ)第1580号)は、1991年2月、同性愛者相互のネットワークづくりと同性愛に関する正確な情報等の普及、同性愛者に対する偏見等の解消等を目的とする団体「動くゲイとレズビアン会」(通称:アカー、以下「原告団体」)および個人としてのメンバー3人が、府中青年の家を設置・管理する東京都を相手取って提訴した民事訴訟である<sup>(4)</sup>。第一審の東京地裁は原告請求を一部認容(東京地裁平成6年 [1994年] 3月30日判決 平成3年(ワ)第1557号)したため、東京都が

東京高裁に控訴した<sup>(5)</sup>。控訴審では原判決を一部変更し、財産的損害賠償請求等のみ認容、確定した。原告請求は3点あり、東京地裁および東京高裁が認容したものは表1のとおりである。

原告請求①は、東京都の本件処分が日本国憲法14条（法の下での平等）、21条（集会・結社・表現の自由）、26条（教育を受ける権利、教育の義務）および地方自治法244条（公の施設）に抵触しており、国家賠償法1条1項（公権力の行使に基づく損害の賠償責任）に基づいて損害賠償を請求するというものである。

これに対して被告・控訴人の東京都は、

- ・原告・被控訴人の宿泊は青年の家の設置趣旨に反する
- ・ほかの青少年の健全な育成にとって有害である
- ・条例の運用につき教育委員会に広範な裁量権が認められるべきこと

などと主張した。

双方の主張を受け、東京高裁は審理を行い、

- ・男女別室宿泊の原則の適用に際しては、利用者の利用権を不当に侵害しないように十分配慮する必要があるが、同原則が身体障害者の利用などの際、やむを得ない場合には例外を認めていることと比較しても、著しく不合理であって、同性愛者の利用権を不当に制限するものと言わざるを得ない。
- ・教育施設であるからといって、直ちにほかの公共的施設の利用に比べて施設管理者に大幅な裁量権が与えられていると直ちに言えず、各公共的施設の設立趣旨、目的、運用の実情等を勘案して具体的に地方自治法224条2項に定める「正当な理由」があるかどうかを判断すべきである。都教育委員会が、都青年の家条例8条に基づいて使用申込を拒否する事態が生じる可能性があるからといって、当然に同性愛者の宿泊利用をすべて拒否できるということとはできない。
- ・都教育委員会が、青年の家利用の承認不承認にあたって男女別室宿泊の原則を考慮することは相当であるとしても、本件は東京都が同性愛者の宿泊利用を一切拒否したものであ

表1 原告の請求と東京地裁および東京高裁の判断

原告請求		東京地裁	東京高裁
①	代替宿泊施設の宿泊費・食費等との差額という財産的損害の賠償	○	○
②	余分な労力を余儀なくされたことによる労苦、迷惑に対する非財産的損害の賠償	○	×
③	都職員の発言による精神的苦痛に対する慰謝料	×	×

て、一定の条件を付するなどして、より制限的でない方法により、同性愛者の利用権との調整を図ろうと検討した痕跡も窺えない。したがって、都教育委員会の本件不承認処分は、青年の家が青少年の教育施設であることを考慮しても、同性愛者の利用権を不当に制限し、結果的、実質的に不当な差別的取り扱いをしたものであり、施設利用の承認不承認を判断する際に、その裁量権の範囲を逸脱したものであって、地方自治法 244 条 2 項、都青年の家条例 8 条の解釈適用を誤った違法なものというべきである。

- ・同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。

と判示した（判例タイムズ社 [1999]）。

### 3.2 中間組織論から見た原告団体および原告代理人が果たした社会的役割・機能

表 1 で整理したとおり、原告請求は 3 点あるが、原告請求③は第一審の東京地裁が「理由がない」として棄却、原告請求②については控訴審の東京高裁が、社会通念上金銭をもって賠償させることが必要な程のものとは認められないとして棄却している。これに対して原告請求①については、当時の社会状況を踏まえつつ法令に即して本件の法的枠組みを整理し、公権力の行使における少数者の権利や利益の擁護に関する判断基準が提示されている。

本件の原告代理人は弁護士の中川重徳氏、森野嘉郎氏、大野裕氏の 3 人で、このうち中川氏（諏訪の森弁護士事務所、東京弁護士会）が原告主張の法的構成を考えたキーパーソンである。中川弁護士が原告代理人に就任したのは、本件発生以前に同性愛者であることを中川弁護士にカミングアウトし原告団体のメンバーでもあった友人から、本件について相談されたのが契機である（中川 [2018]）。

受任した中川弁護士は青年の家との話し合いでは議論が前進しないと考え、1990 年 4 月に東京都教育委員会に請願書を提出した。中川弁護士が意見陳述を行った後、東京都教育委員会は使用不許可処分を下し、東京都教育長のコメントで男女が別室に宿泊すべきとするルール（以下、「男女別室ルール」）を示した。同年 6 月に提訴する方針を固め、「男女別室ルール」について原告団体と代理人弁護士が時間をかけて議論を重ね、「複数の同性愛者が同室に宿泊するとどのような不都合が生じるのか」という論点に絞り込んで訴状をまとめ、翌 1991 年 2 月に提訴している。

東京地裁は東京都に対して書面で求釈明を出し、同性愛者の利用による不都合はどの程度のも

ので、より制限的でない解決があるのかないのかを主張・立証することを求めた。さらに東京高裁の控訴審判決では、「重大な不利益」が生じることについて十分な配慮をしないこと、より制限的でない方法により同性愛者の利用権との調整を図ろうとしなかったことを、違法と判断する理由としている<sup>6)</sup>。

原告団体と代理人弁護士は損害賠償請求主張の法的構成だけでなく、全国の青年の家の運営ルールの実態調査や、同性愛に関する一般社会の認識・理解水準を具体的根拠で多角的に示す取り組みを併行して行い、裁判所に証拠として提出した。

同性愛の医学上の取り扱いについては、1973年12月に米国精神医学会の理事会は、DSM-II（精神障害のための診断と統計の手引き第2版）から「同性愛」を削除することを承認した。その後「性的指向障害」、「自我異和的同性愛」という診断名を経て、1987年のDSM-III-Rからはすべて削除された。また世界保健機構（WHO）も、1990年にICD-10（国際疾病分類第10版）から同性愛の項目を削除することを決議し、「性的指向自体は障害と考えられるべきではない」と記述した。その後WHOは1993年に、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象とならない」と宣言した。これらの資料を証拠として提出し、同性愛が性的指向のあり方の一つとして認識されるようになっている状況を、公共性の高い具体的根拠で示している<sup>7)</sup>。

アメリカ・サンフランシスコ市の教育委員会委員長で自身も同性愛者であるトム・アミアーノ氏を証人申請し、サンフランシスコ市で同性愛者のカップルの内縁関係を市が認定する制度が発足・運用されている状況や、教育現場での同性愛者の取り扱いについて公判で陳述させた<sup>8)</sup>。

また、市販されている辞書・事典・時事用語集等の文献や文部省「生徒指導における性に関する指導」等の公文書での同性愛の取り扱いを収集・整理し、証拠として裁判所に提出した<sup>9)</sup>。

以上の活動をまとめると、原告団体の同性愛者の活動や実態に関する専門的知見と、弁護士の法曹資格に基づく制度に関する専門知識という、いわば「2つの専門性」を結合させ相互に補いながら、「法制度上議論し得るような論点整理と法的構成の構築」と「具体的事実を積み上げて一般社会の認識・理解水準を証拠にする」という2つの軸を立てて裁判に臨んでいる。これは個人が抱える問題を任意に構成された組織と国家資格を有する専門家が共同作業で受け止めて体系化し、新たな制度ニーズをアジェンダ化して裁判所の判断を求めるという機能を果たしていると評価できる。また、統治機構全体で見れば、行政機関が社会に直ちに追随・把握しきれていない分野や事象についての個別具体的な制度ニーズのアジェンダ化を、これらの結合活動が司法の場を通じて補う機能として考えることができるのではないか。裁判例が制度設計の経路を開拓することにつながった事例と言えるのではないか。

### 3.3 中間組織による新しい制度ニーズのアジェンダ化と裁判例の社会的効果

本件に関する同性愛者の反応は、肯定的評価ではなかった。原告団体が施設の利用に際して同性愛者の団体であると自己紹介したことや、東京都を相手取って裁判所に提訴したことに対して、他の同性愛者から私的な趣味・嗜好に留めるべきで自ら表明すべきではない、西洋に比して日本は同性愛に対して寛容なので裁判によって権利要求をすべきではないなどの批判や否定的評価が示された。マスメディアでも賛否両方の意見が取り上げられ、結果として本件と同性愛に関する多様な意見が、幅広く知られることとなった<sup>(10)</sup>。性的指向の考え方は当事者一人一人の生き方で様々に異なることは尊重すべきであるものの、本件の裁判例により性的指向に関する議論の広がりや課題抽出・アジェンダ化など、その後の具体的な制度検討に影響を与えたと位置付けることができる<sup>(11)</sup>。

アメリカ合衆国での事例になるが、情報通信・インターネット事業において、アメリカ通信品位法 230 条の裁判例が大きな影響力を持ったことが指摘されている。1994 年「ストラクトン・オークモント対プロディジー事件」で、プロディジーが意識的にフォーラムの運営に直接関わっていたことが公表者とみなされ、ストラクトン・オークモントが主張する名誉棄損が認容された。これを新しい産業の発展にとって重要な争点と見た議員たちによって議会で法案提出されたのが、1996 年に制定された通信品位法 230 条である。同条項において、オンライン事業者はユーザー投稿の公表者とはみなされないという免責特権が定められた。1997 年に第 4 巡回区裁判所（ヴァージニア州リッチモンド）のウィルキンソン判事は、「ケネス・ゼラン対アメリカ・オンライン事件」で通信品位法 230 条をインターネット事業における免責を広範に認めていると解釈する決定を出した。これは地区裁判所および控訴裁判所が同条項を解釈した最初の事件となり、その後多くの裁判でこの判決が引用されることとなった。現在、フェイスブックをはじめユーザー参加によるインターネットサービスのあり方が問われる事態になった中、あらためてこの判決の持つ意味が問われている（コセフ [2021]）。

わが国の下級審判決は、確固たる拘束力や規範力があるわけではないが、同種の事案に対する行政判断や訴訟審理での参照や一般社会での行動変容などを通じて、裁判例が社会生活・経済活動において一種の“経路依存”をもたらしing と考えられる。裁判においてどのように論点を設定し審理の流れを作るかというアジェンダ化が、社会全体に大きな影響を長い期間与えることになる。つまり、提訴する側がどのように新しい制度ニーズを組み立てるかが、後々の制度設計の射程や方向性に影響を与えることになる。またベラーが指摘したように、司法はあくまで個別事案に関する判断・決定であり、制度設計上で解決できることには限界がある（ベラー他 [2000]）。個人の多様な指向を掬い取る中間組織と専門家のつながりを、一種のステークホルダーの集団と

して捉え、新しい制度ニーズのアジェンダ化機能を制度設計に活かすことが、変化速度の速い時代における現実解として重要になると考えられる（辻他 [2015]）。制度設計を担う行政機関等が、多様なステークホルダーをルール形成の場に巻き込んでいくことで、社会の統合作用が働くことを通じて民主主義を支えることにつながるのではないか。

本件控訴審判決で裁判所は、行政当局が無関心であることや正しい知識を持たないことを厳しく批判している。本件においては判決の述べるとおりではあるものの、急速に変化する社会の動きや新しい問題のすべてに、行政当局が常に高い専門性や知識、問題解決能力を確保することが困難であることは、すでに筆者らがこれまでの論考で述べたとおりである（辻他 [2015]）。古くはヴェブレンが指摘したように、既存制度は社会に即時的に適合しているわけではないので、統治機構に不足している専門性を社会全体で相互に補いながら制度設計をする必要がある（辻他 [2019]）。

多様性を尊重する社会を目指す中、制度設計において、より個人との距離が近い中間組織の役割が増すと考えられる。単身世帯化が進み家族のあり様やつながりが多様化し、コロナ禍でリモートワークが増加するなど就業形態も多様になり、個人がアイデンティティを持てる場が見えにくくなってきている。世界中でソーシャル・ディスタンスが一人一人に求められる状況が続く中、血縁関係・婚姻関係としての家族、物理的空間としての地域・コミュニティ、個人の指向性に沿った集団等の各種のリアルな“人間のつながりの場”をオンラインと接合させ、個人をつなぎ直そうとしながら生きている時代だと考えられる。コロナ禍で加速された社会と個人のあり様の変化は、センのケイパビリティ・アプローチを今日的な視点で見直す機会となっているのではないか（セン [2011]）。

個人が個別化・分断化された状態が続き、経済社会の成長から取り残されることは社会的リスクでもある。個人の「居場所」作りというような個別の事柄から制度設計のステークホルダーとして制度設計の場への参加まで、幅広い機能を果たすものとして中間組織を措定することで、ミクロな活動を社会の柔軟な統合機能としてマクロな観点で捉え直すことができると考えられる。中間組織による新しい制度ニーズのアジェンダ化は、スミスの道徳判断における観察者と当事者の感情と事実認識の違いを社会的に明示しながら、ベラーの言う「共同善」を共に探る取り組みにつながると言えるのではないか（新村 [2009] 25-30 頁）。また今日は社会全体で情報化がより一層急速に進んでいることを踏まえ、リアルとオンラインの両面を統合して中間組織の機能を見ていく必要がある。公共施設や商業施設、公園をはじめとする一般に開放されたスペース等の利用が、コロナ感染防止という公衆衛生上の要請により長期間にわたり大幅に制限され、リアルなコミュニケーションに十分に使用できない状態が発生する中で、中間組織の存在のしかたや活動方法も大きな影響を受け、オンラインのコミュニケーションをリアルの活動に組み合わせなが

らさらに変化しているものと思われる。

アメリカにおけるインターネットと LGBT 活動の関係性を見ると、分散していた小さなトランス・グループが 1990 年代半ばからインターネットを活用してネットワークを作るようになっている。この時期に LGBT の団体・組織が爆発的に誕生し、多くの人びとがカミングアウトし、多様な活動を行うようになった。2000 年代には、差別廃止や平等のための法制度要求、情報発信、サポート活動を始め、グループとしての発言力を高め、可視化、活発化した（ホーン川嶋 [2018] 219-220 頁、ポーレン [2019] 219 頁）。

わが国においても、本件提訴当時の雑誌や手紙を通じた情報交換や連絡・交流が中心だった状況から、パソコン等の個人化したネットツールを使ったインターネットを介したものに急速に変化した。インターネットの普及が情報入手を容易にし、同じような趣味を持つもの同士を結びつける役割を果たし、様々な同性愛者の集まりがネットをとおして誕生するなど、同性愛者の生活に一大変革をもたらしたと指摘されている（風間他 [2010] 192-196 頁）。

SDGs や東京オリンピック・パラリンピックを通じて、多様性を重視した社会づくりへの関心が高まる中、性的少数者に対する差別禁止の制度設計は、「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」（以下、「LGBT 法案」）をめぐる議論が行われる段階にきている。本件提訴から四半世紀が経過し、性的指向等をめぐる多様性に関する制度設計は、行政から司法を経て立法の場で議論される段階となった。

## 4. LGBT 関連の中間組織と裁判例・法制度との関係

### 4.1 LGBT 関連の中間組織（NPO 法人）の設立

第 2・3 節の議論を踏まえ、本節では、新たな制度が生まれる過程において司法から立法へ、または行政から立法への流れを、中間組織の誕生およびその活動と絡めて歴史的に見ていきたいと思う。

現在、LGBT に関連した中間組織、例えば NPO 法人や一般社団法人、任意団体、高等教育機関における研究センターや学生サークルなど様々な存在している。ここでは NPO 法人に着目して、こうした中間組織はいつ設立されたのかを裁判例や法制度の整備との関連を探りつつ整理する。

まず、日本における NPO 法人については、1998 年 10 月に特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行され、2001 年 10 月に認定制度が創設された。その後、2017 年 7 月に旧認定制度によるすべての国税庁認定 NPO 法人の有効期間を終え、現存の認定 NPO 法人はすべて所轄庁の認定による NPO 法人となっている。NPO 法が施行された 1998 年に 23 の組織が NPO 法人として認証さ

れ、翌年には1,724に急増した。その後も順調に増え、2000年の3,800から2020年の10年間でおよそ13倍の50,898となった。

現在活動中のLGBT関連のNPO法人については、表2で見ると、1986年3月に発足したアカーが1999年12月にNPO法人の認証を受けたのが最初である。アカーは、第3節で言及したように1990年2月の「東京都府中青年の家事件」の当事者であり、この事件は1994年3月の第1審判決および1997年9月の高裁判決においてLGBTの権利が認められた最初の裁判例である。このことから同事件は、LGBTへの社会的関心を喚起した象徴的出来事となった。

表2 LGBT関連の活動を行っている主なNPO法人(2021年6月時点)

年	名称	目的等
1986年3月発足 (1999年12月認証NPO法人)	アカー OCCUR (正式名称: 動くゲイとレズビアン会) (東京都)	「性的指向および性自認ならびにHIV/エイズに関する社会的な問題の改善を図るため、①健康と福祉の増進、②ネットワークづくり、③正確な知識と情報の普及、④差別や偏見の解消、⑤当事者の人権保障に取り組み、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。」(同法人HP)。
1991年発足 (2015年7月認証NPO法人)	レインボー・リール東京(運営委員会は1991年に国際連絡会議ILGAの日本における支援・参加団体「ILGA日本」に加盟)(東京都)	「東京国際レズビアン&ゲイ映画祭」を開催し、「レズビアンやゲイについての作品に留まらず、トランスジェンダー、インターセクシュアル、バイセクシュアルといった、さまざまなセクシュアル・マイノリティについての作品上映を通じて、より多様で自由な社会を創出する場となることを目指すとともに、セクシュアル・マイノリティをテーマとする作品は劇場公開される機会が少ないことから、そうした国内外の作品を紹介することで映像文化創造に貢献することも趣旨としています。」(同法人HP)
1994年4月発足 (2000年9月認証NPO法人、2019年12月認定NPO法人)	ぶれいす東京(東京都)	「HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染やその他の性感染について相談や啓発教育およびHIVに感染した人々への直接的支援サービスを、地域住民による地域に根ざした活動として実施し、国籍や性別、性的指向などに関わらず、どんな疾患や障害をもっても自分らしく暮らせる地域社会づくりの実践と研究による提言を行い、人権の擁護、健康教育、福祉の増進に寄与することを目的とする。」(「内閣府NPO」HP)
1998年3月発足 (2001年8月認証NPO法人、2016年4月認定NPO法人)	いくの学園(「女のかけこみ寺・生野学園」として発足、2003年「いくの学園」に改称)(大阪市)	「暴力や虐待、性的搾取など、生活上の困難をかかえた人への支援活動を行い、女性やLGBTなど誰もが尊重され、暴力や差別のない、安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。」(同法人HP)
1998年11月発足 (2015年4月認証NPO法人)	TTSファミリー(名古屋市)	「性同一性障害をはじめとした性別に違和感を感じる当事者及び家族に対して、不適切な治療により生じた副作用への対応、心のケアや健康と就労支援、生活支援及び情報が限定的になりやすい家族の支援に係る問題の改善や解決を図り、性別違和感を抱える当事者や家族の生活の質の向上と社会的条件の向上に寄与することを目的とする。」(「内閣府NPO」HP)
2002年12月発足 (2012年3月認証NPO法人)	SHIP(「横浜Cruiseネットワーク」として発足、NPO法人化に伴い改称)(横浜市)	「MSM(Men who have sex with men)を含む性的マイノリティの人々(以下「性的マイノリティ」という)が健康で生きられるための健康支援を行う。特にHIV/AIDS等性感染症の予防・啓発事業及び広く一般市民を対象とした性的マイノリティの人権擁護のための社会啓発事業、教育事業、情報収集・提供事業を行い、もってすべての市民の多様性や人権が尊重される社会と性的マイノリティが自分らしく、健康に生きられる社会の実現をもって、福祉の増進および人権擁護に寄与することを目的とする。」(同法人HP)
2002年発足 (2011年設立、2012年5月認証NPO法人)	akta(2010年までRainbow Ringとして活動、2011年aktaに改称)(東京都)	「すべての人がもうすでにHIVとともに生きているという視点のもとに、HIVへの感染機会のある人びととHIV陽性者に向けて、地域でHIVに関わる人たちの協働のもとに、予防啓発と支援の両面の重要性を踏まえた活動を行っています。」(同法人HP)
2003年4月1日発足 (2014年7月認証NPO法人)	くおーく(通称QWRC)(大阪市)	「広く一般市民や学校、医療機関、企業、行政などに対して、LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)などの多様な性を感じる人々の抱える課題とその解決を訴えるための社会教育事業、相談事業、ピアサポート事業を行うことを通じて社会資源となることで、セクシュアリティを

		自由に表現できる社会を実現することに寄与することを目的とする。』（「内閣府 NPO」HP）
2003年7月発足 (2003年12月認証 NPO 法人)	GEWEL (東京都)	「私たちはダイバーシティ & インクルージョン (D&I) の意義を広め、理解を深められる場をつくり、一人ひとりが実践できる社会創造に貢献します。」(同法人 HP)
2004年12月発足 (2016年11月認証 NPO 法人)	チーム紀伊水道 (和歌山県)	「和歌山県を中心に、セクシュアルマイノリティ (性的少数者) とセクシュアルマイノリティを理解したいすべての人を支援し、あらゆるセクシュアリティの人々が互いを理解し認め合い尊重し合える社会の実現に寄与することを目標としています。」(同法人 HP)
2005年7月発足 (2011年1月一般社団法人、2019年3月認証 NPO 法人)	日本セクシュアルマイノリティ協会 (EESa) (東京都)	「『ずっと続く安心を、人とのつながりと教育で実現する』を理念に LGBT (LGBT とは性的マイノリティの総称として用いています) の方を含む、子どもからお年寄りまですべての人が、学び、お互いを高め合い笑顔になれるコミュニティを作ること为目标とし、実生活レベルで安心して、自分らしく快適に過ごせるために、誰でも参画できる環境と仕組みを、知識提供・教育・経済活動とのバランスを考え作り上げることを目的とする。」(「内閣府 NPO」HP)
2006年4月発足 (2007年10月認証 NPO 法人)	LGBT の家族と友人をつなぐ会 (神戸市)	「性的マイノリティに対する正確な知識や情報を当事者やその家族、友人たちに伝えていくことはもちろん、一般社会の人たちにも広めていながら性的マイノリティの人々の人権確立を目指し、ひいてはすべての人の個性や人権が尊重される社会の実現を大きな目標としています。」(同法人 HP)
2008年1月発足 (2012年9月認証 NPO 法人)	共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク (東京都)	「人生のあらゆる局面でセクシュアル・マイノリティが直面する生きづらさを言葉にし、行政、企業、学校ほか各種機関などに適切な対応を求め、不当な扱いや社会制度からの排除を是正することで、当事者、その家族や友人、さらには日本に暮らすすべての人々が、尊厳をもって、自律的に生きられる共生社会を実現することを目的とする。」(同法人 HP)
2009年9月発足 (2011年3月認証 NPO 法人)	レインボーコミュニティ coLLabo (東京都)	「レスビアン及び性的少数者に対して、孤立を軽減し前向きに生きることを支援するための相談や生涯学習事業を行い、レスビアン等の実態とニーズを調査・研究し、対応した資源を開拓する事業を行う。また、広く市民に向けて身近な存在としての正確な理解につなげるための知識・情報の発信事業を行う。それらを通じて、どのようなセクシュアリティであろうとも、誰もが隠すことなく自尊心をもちながら、その性と生を生きる社会の実現に寄与することを目的とする。」(同法人 HP)
2009年12月発足 (2014年2月認証 NPO 法人、2018年7月認定 NPO 法人)	ReBit (2011年4月早稲田大学公認学生団体「Re:Bit」を経て2014年3月 NPO 法人設立時に改称) (東京都)	「現在の日本社会では LGBT と LGBT でない人双方の思い込みにより負のスパイラルが発生しており、双方とも『LGBT 問題』の『当事者』である。しかしまだ LGBT のみが『当事者』とされる風潮があり、LGBT でない人が自分も『当事者』だと認識することは困難である。この法人は、LGBT 問題を切り口として、『互いの違いを受け入れあえる社会』を次世代に創出することを目標に、『今』を変えていくことからその実現に取り組む。個人の意識を変えること、また他者の意識を変えられる個人を創出することで、『互いの違いを受け入れあえる個人』を養成することを目的とする。」(「内閣府 NPO」HP)
2010年4月活動開始 (同年11月認証 NPO 法人)	グッド・エイジング・エールズ (東京都)	「セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) に対して、安心して高齢化社会を暮らすために必要な知識を学び合える社会教育事業を行うとともに、広く一般市民や企業に対して、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) を正しく理解するための情報コンサルティング事業、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) にも配慮した高齢者支援や介護等の福祉サービス事業を行う。それらを通じて、あらゆるセクシュアリティの人々が、互いに理解し繋がりを深めながら、自分らしく活き活きと歳を重ねていくことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」(同法人 HP)
2010年4月発足 (2016年10月認証 NPO 法人)	Novia Novia (Novia Novia プロジェクトとして活動開始、法人化と同時に改称) (東京都)	「広く一般市民を対象として、性的少数者の想いやライフスタイルなどを取材し、性的少数者に対する正しい知識や認知が広がるよう、Web や雑誌などの媒体を通しての情報発信や、理解を深めるためのセミナーやイベントを開催し、さまざまなセクシュアリティについての理解を深め、すべての人が支え合いながら自分らしく生きられる世の中づくりをすること。」(「内閣府 NPO」HP)
2010年発足 (2013年8月認証 NPO 法人)	パール・ハンズ (東京都)	「性的マイノリティおよび多様なライフスタイルを生きる人びとが、そのライフスタイルの形態や年齢、財力、疾病や障がいの有無にかかわらず、生涯にわたって住み慣れた場所で、快適で安心できる暮らしを送るために、学び合い、ネットワーク作り、助け合いの事業を、当事者ならびに社会の各方面との連携・協働によって行なう。あわせて、それらの活動を通じ、セクシュアリティを超えて、人と人とが繋がりが合い、その多様性が尊重されるとともに、孤立の帰結

		としての孤独死のない社会の実現に寄与することを目的とする。」(同法人HP)
2011年5月発足 (2015年6月認証 NPO法人)	東京レインボープライド(東京都)	「LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)等と呼ばれる性的マイノリティの人々(以下単に「性的マイノリティ」という)の人権をはじめとする権利擁護と地位向上のためのサポート事業、及び広く一般市民を対象とした性的マイノリティの人権擁護のための社会啓発事業、教育事業、情報収集・提供事業を行い、もってすべての市民の多様性や人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。」(同法人HP)
2012年1月発足 (2015年2月認証 NPO法人)	Rainbow Soup(福岡市)	「地域社会の中で、セクシュアルマイノリティが安心して生活することができるようその支援を行うと共に、セクシュアルマイノリティに対する正しい理解を促進するための教育・啓発活動により、社会的少数者も含めた誰もが安心して快適に暮らすことのできるユニバーサルシティの構築に貢献する。」(同法人HP)
2012年12月発足 (2017年4月「日本性の健康協会」に統合)	Queer & Ally(2017年4月に「NPO法人日本性の健康協会(JASH)(千葉県)のLGBTs部門・交流会部門に統合)(東京都)	「誰もがQueer(変わり者)であり、Ally(理解者)である。そんな多様性を認め合える社会をQueer & Allyは目指しています。」(同法人HP)
2012年9月発足 (2018年9月認証 NPO法人)	性同一性障害支援機構(GID)(東京都)	「性同一性障害者(生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という)であるとの持続的な確信を持ち、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者)及び性同一性障害(精神的性別と身体的性別が一致しない状態に起因する障害)に悩みを持つ人(以下「障害者等」という)に対して、有益な情報提供をはじめ、精神的なケア支援、心と身体の外見上の不一致の緩和に役立つ服装類等の有償提供、治療・施術に至るサポート、社会的な自立支援に関する事業を行う。障害者等及びその家族・支援者に対して悩みや相談等情報交換、相互交流の輪を広げるネットワークの形成推進に関する事業を行う。障害者等の尊厳と人権擁護のために企業、学校等社会に対する啓発活動に関する事業を行う。これらの事業を通じて障害の有無の区別なく相互に理解し支え合う社会の実現に貢献し、広く公益に寄与することを目的とする。」(同法人HP)
2012年11月認証 NPO法人	PROUD LIFE(名古屋市)	「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)をはじめとした多様な性を生きる当事者への支援および当事者・理解者による運動を進展させることにより、当事者の自己肯定感を高め、性の多様性への社会的理解を促進し、もって多様な性と多様な生き方が保障される社会の実現に資することを目的とする。」(「内閣府NPO」HP)
2012年12月認証 NPO法人	北海道レインボー・リソースセンターL-Port(札幌市)	「レズビアンや多様な女性たちを中心とした、性的マイノリティに対して情報交換や連携をとり、個人、法人又は団体への活動支援を行い、性的マイノリティに関する正確な知識と情報の普及に取り組み、社会的な差別や偏見の解消を通じて、多様な女性と性的マイノリティが自由と権利を獲得し社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。」(「内閣府NPO」HP)
2013年5月認証 NPO法人	ハートをつなごう学校(東京都)	「LGBT(レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー)と呼ばれる性的マイノリティの人々(以下単に「性的マイノリティ」という)の自殺防止とイジメ防止のためのサポート事業、及び広く一般市民を対象とした性的マイノリティの人権擁護のための社会啓発事業、教育事業、情報収集、提供事業を行い、もってすべての市民の多様性や人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。」(「内閣府NPO」HP)
2012年活動開始 (2013年7月認証 NPO法人、2020 年2月認定NPO 法人)	虹色ダイバーシティ(大阪市)	「Visionとして、LGBT等の性的マイノリティとその家族、アライの尊厳と権利を守り、誰ひとり取り残さない社会の実現に貢献します。そのために、①データ・事実・地域での実践を蓄積し、②広く情報発信して、③ビジネス活動・公共政策・法律を変えていきます。」(同法人HP)
2011年4月発足 (2014年5月認証 NPO法人)	レインボー・アクション(東京都)	「レインボー・アクションは、『市井に生きるセクシュアル・マイノリティと友人たちの生活感覚と存在を、社会的に可視化して行く目的』で活動しています。」(同法人HP)
2014年2月認証 NPO法人	EMA日本(東京都)	「性別にとらわれず、それぞれの家族のカチを創造し、LGBTでも、進路・仕事・結婚・老後、ありのままに生きることには希望を持つことが出来たら。そんな願いを込めて、EMA日本は、同性カップルにも、結婚という異性カップルと同じ権利と、生き方の多様な選択肢が認められる社会を目指しています。」(同法人HP)
2015年3月発足	にじいろ学校(東京都)	「セクシャル・マイノリティ(同性愛や性別違和など性的少数者の総称)の存

(2016年3月認証 NPO法人)		在を多くの人に知ってもらうため、テーマカラーであるレインボーグズの販売、同じ悩みを持ったセクシャル・マイノリティが集まる機会を作るための各地方でのイベント開催、子どもや当事者ではない人も参加しやすいイベントの開催等の活動を行うために設立された。」(「内閣府 NPO」HP)
2015年3月認証 NPO法人	Medical G Link (千葉県)	「LGBT やそれに関わる行政機関を対象とし、LGBT が医療を受けやすい社会、当たり前を受け入れられる社会を目指す。法人の活動により、市区町村の活性化、LGBT の自殺率の減少をすることで、日本人口の増加、LGBT の人権保守を目的とする。」(「内閣府 NPO」HP)
2015年4月活動 開始 (2018年5 月認証 NPO法人)	カラフルチェンジラボ (九州レインボー プライド実行委員会として発足、NPO 法人設立時に改称) (福岡市)	「自分自身のことが『好き』でいられて『ありのままの姿』で生きられる未来へ。change から chance、そして can! へ (皆んなが笑顔になれる社会へ)」を目指している。(同法人 HP)
2015年12月活動 開始 (2017年1 月認証 NPO法人)	soar (東京都)	「障害、難病、LGBT、貧困などの社会的マイノリティの立場と様々な外的要因から、その可能性にふたをされてきた人々に対して、デザインやビジネス、アート、テクノロジーなど、様々な手法を用いてその可能性を広げる活動している個人や団体の事例をリサーチし、情報発信をしていくことでネガティブだったものをポジティブに転換することで、同じ願いを持ち行動している人たちが集う場を生み出し、誰もが自分の持つ可能性を活かして生きていける社会づくりに寄与することを目的とする。」(「内閣府 NPO」HP)
2015年12月認証 NPO法人	PINK JACK (大阪府)	「将来に希望を持っていない人達や若い世代・ひきこもり・自傷癖・LGBT・知的障がい等を伴う彼らが芸術活動を行う事によって持った小さな自信を失わない環境作りや、心のサポートを行ない、より積極的に社会活動に参加していける文化芸術系の受け皿を構築する事を目的とする。」(「内閣府 NPO」HP)
2016年2月発足 (2017年9月認証 NPO法人)	LGBT とアライのための法律家ネット ワーク (東京都)	「実務法律家としての経験と知識を活かして、法制度の調査研究、法律上の論点に係る提言などを通じて、LGBT その他のセクシュアル・マイノリティに関する理解そして対話を促進し、性的指向や性自認を理由とする差別を解消するための法的支援等を行い、もって個人の尊厳と多様性が尊重され、すべての人々が安心してその能力をフルに発揮して活躍することのできる平等かつインクルーシブな社会の実現に貢献することを目的」として活動している。(同法人 HP)
2016年8月認証 NPO法人	虹望会 (同名で一般社団法人としても認 可) (名古屋市)	「主に性自認や性的指向に違和を抱え、精神的・社会的に苦しむ人々に対し、社会復帰や安定した地域生活を送るための事業を行い、自立を促すことにより、係る問題の改善や解決を図り、QOLの向上と心身の健康増進に寄与することを目的とする。」(同法人 HP)
2016年10月活動 開始 (2021年2 月認証 NPO法人)	レインボーハート okinawa (レインボー ハートプロジェクト okinawa として活 動スタート、NPO 法人化と同時に改称) (沖縄県)	「一般社会に対して LGBT・性の多様性を伝える社会教育事業を行うことで、自分らしさを大切にする自己肯定感と、自分と異なる人を大切にする多様性の尊重の心を育むことを目的とする。」(同法人 HP)
2017年2月活動 開始 (2018年6 月認証 NPO法人)	レインボーとしまの会 (東京都)	「LGBT (レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー) 等と呼ばれる性的マイノリティの人々 (以下単に「性的マイノリティ」という) の人権をはじめとする権利擁護と地位向上のためのサポート事業、および広く一般市民を対象とした性的マイノリティの人権擁護のための社会啓発事業、教育事業、情報収集・提供事業を行い、もってすべての市民の多様性や人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。」(「内閣府 NPO」HP)
2017年5月認証 NPO法人	ASTA (名古屋市)	「教育現場・保護者・企業に対して、性的少数者の人権に関する事業を行い、自殺・いじめ・人権に係る問題の改善や解決を図り、多様性の向上と当事者の健全な育成の増進に寄与することを目的とする。」(「内閣府 NPO」HP)
2017年9月発足 (同年10月認証 NPO法人)	RAINBOW 茨城 (茨城県)	「LGBT を含むすべての人がありのままの自分で暮らせる地域社会をめざし」して活動している。(同法人 HP)
2018年9月認証 NPO法人	LGBT 就業環境整備協会 (WEDA) (東 京都)	「LGBT が抱える社会生活や職場環境上の具体的な弊害を、社会で働く多くの人々に認識してもらい、当事者が自己のアイデンティティを隠し続けることなく、自信を持って働ける職場環境を手に入れることを目的とした」団体。(同法人 HP)
2019年10月認証 NPO法人	カラフルブランケッツ (大阪市)	「セクシュアルマイノリティやその支援者に対して、自らの人生を安心して過ごすために必要な支援、後見及び後見監督業務の受託、死後事務処理の受託、遺言執行に関する事業を行い、多様なセクシュアリティを持つ人々が互いに尊重し、助け合うことによって安心できる社会の実現に寄与することを目的とする。」(「内閣府 NPO」HP)

2020年7月認証 NPO法人	希望の森(埼玉県)	「私たち人間が住んでいるこの地球は、多くの動物や植物が生まれ、そして生きていく大切な場所です。この地球環境では、誰もが平等で、幸せでいられます。昨今、障害者、ひきこもり状態にある者、LGBT当事者及びそれらの支援団体等、社会的に弱い不平等な立場の者は増えつつあります。私たちは、それらの不平等への問題解決のために、就労支援、自立支援、社会参加支援等の多様な福祉事業活動等を通じて、社会から疎外されることなく、人間として幸せに生きる環境の実現に寄与することを目的とします。」(同法人HP)
2021年3月認証 NPO法人	ダイバーシティサポートかわさき(川崎市)	「貧困と社会的孤立化の広がりのなか、障がい、ひきこもり、ニート、ジェンダー、LGBT、外国籍など個の多様性によって、働きづらさ・生きづらさを抱える若者等に対して、①就労・自立サポートの核心となる『人と人をつなぐ』就労支援や地域住民のボランティアサポーターによる支援の仕組みづくりを行い、②多様性を尊重し『人を育て・人を生かす』経営者との連帯・協働で、誰もが人間らしく誇りをもって働ける職場をつくり地域に普及する事業を行うことで、“人が輝き、企業と地域が輝く”社会をめざし社会に貢献することを目的とする。」(「内閣府NPO」HP)

注(1)表中の内容は2021年6月時点の情報である。また、2021年6月時点で活動中止あるいは解散している組織は表中に含んでいない。

(2)各組織のNPO法人設立は「認証年月」を記載。

出典：各法人HP、ブログ、facebook、TwitterなどのSNS；内閣府「内閣府NPO」HP。

アカー発足後の1990年代に任意団体として活動をスタートさせた4つの組織(レインボー・リール東京、ぶれいす東京、いくの学園、TTSファミリー)はいずれも2000年代に入ってNPO法人の認証を受けている。2000年代に入ると、現在NPO法人として活動しているLGBT関連組織の発足・設立が首都圏を中心に活発化し、年代別では2000年から2005年において6団体、2006年から2010年において7団体、2011年から2015年において15団体、2016年から2021年において10団体が活動を開始している。43団体中38団体が2000年代に入ってから創設されたものである。

#### 4.2 LGBT関連の裁判例・法制度と中間組織

表3は、主なLGBT関連の裁判例および法制度を時系列にまとめたものである。上記のNPO法人が活動をスタートさせたタイミングと照らし合わせると、やはり2000年代に入ってから動きが活発化する。法制度では、2003年7月3日「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(GID特例法)」(以下、GID特例法)の成立が大きな意味を持った。これ以降、裁判例でも性同一性障害者におけるケースが増えていき、また地方自治体でも男女共同参画に係る条例の制定や同性パートナー制度の導入などによってLGBT関連の法制度の整備が行われるようになる。以下では、まず法制度整備へのアプローチの事例として、都城市の「男女共同参画社会づくり条例」、埼玉医大による「性転換手術」、NPO法人EMA日本のロビイング活動の3つを取り上げる。次に、裁判への働きかけの事例として、「結婚の自由をすべての人に訴訟(同性婚訴訟)」東京訴訟(東京地裁)を取り上げる。

表3 LGBT関連の主な裁判例・法制度等（2021年6月時点）

年月	裁判例・法制度等	内容
1969年2月	「ブルーボーイ事件」（東京地方裁判所）	性転換手術を行った産婦人科医に対して優生保護法違反で有罪判決が下された事件。それ以前の1950-1951年に日本で性転換手術が実施され、1954年に戸籍法113条により戸籍の続柄（性別）訂正が行われていた（「永井明子の事例」）。しかし1979年11月の名古屋高裁にて性転換手術による戸籍の続柄訂正申請は「錯誤」に相当しないと不認可となる。その後、1998年に埼玉医大で性別適合手術が実施される。
1980年10月	戸籍の続柄（性別）訂正（東京家庭裁判所）	日本で初めて認可された事例。
1994年3月	「東京都府中青年の家事件」（東京地方裁判所）	NPO法人アカーが「青年の家」利用の際に他団体によって差別を受けその対応を「青年の家」側に求めたが逆に施設利用を断られ、さらに東京都教育委員会でも同様の対応がなされたためアカーは東京都に対して提訴、損害賠償を要求。東京地裁ではアカー側が勝訴し高裁判決（1997年9月）でもアカー側が勝訴した。
2000年12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	同法律で策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について施策を検討することが示された。
	「男女共同参画基本計画」策定	1999年6月「男女共同参画社会基本法」公布・施行を受けた基本計画の策定。
2001年5月	法務省人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について」（答申）発表	性的指向に基づく禁止事項を含む「法案」として国会に提出されたが廃案。
2002年3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」（閣議決定）	性的指向に係る問題解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれる。
2002年6月	不当解雇に対する解雇無効（東京地方裁判所）	戸籍上女性名に変更し性同一性障害による精神療法を受けていた従業員が、服務命令違反を理由に解雇した会社に対して賃金・賞与の仮払などを求めた結果、解雇は無効として従業員の請求を認めた事例。
2003年7月	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（GID特例法）」成立	戸籍上の性別変更を認可（2004年7月施行）。2001年5月に性転換手術を受けた6名が「戸籍性別訂正」を各地域の家庭裁判所に申立てするが、その後最高裁において棄却された事件が背景にある。
2003年12月	都城市「男女共同参画社会づくり条例」制定	男女共同参画社会の定義に「性別又は性的指向」を盛り込んだ日本初の条例。
2005年12月	「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	セクシュアル・ハラスメントに関する言及はあるがLGBTに配慮した内容は盛り込まれていない。
2007年8月	第6回東京プライドパレードに厚労省と東京都が後援	従来より政治家の参加はあったが厚労省・東京都による後援は初。
2010年3月	性同一性障害の女性解雇・自殺に対する訴訟（山口地方裁判所）	性同一性障害の女性が先輩女性従業員に告白したことにより職場に混乱が生じたとして会社が女性を解雇、その後解雇無効の仮処分を申立て手続き中に自殺した事件で、解雇の違法性を認め会社に200万円の慰謝料支払いを命じた事件。しかし社内でのいじめや解雇と自殺の因果関係については拒否されたため遺族側が控訴。その後2011年6月に広島高等裁判所にて遺族側の控訴棄却。
2010年12月	「第3次男女共同参画基本計画」策定	施策の基本的方向として「男女を問わず性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要である。このため、人権教育・啓発等を進める」と記載。
2012年10月	「GID・法律上も父になりたい」（東京家庭裁判所）	FtMの男性とその妻が第三者精子提供の人工授精で生まれた長男について新宿区に出生届を提出したが、新宿区長は男性に生殖能力がないことを理由に父の欄を空白にした子の戸籍を職権で記載。これが民法772条、性同一性障害特例法4条1項、戸籍法13条4号、憲法14条に違反するとして戸籍訂正許可の審判を申し立てた。その結果、東京家裁では申し立てを退き、続く同年12月26日の東京高裁でも却下。しかし、2013年12月10日の最高裁で逆転の認容決定が下された。最高裁の決定を受けて、法務省は2014年1月すべての事案について父子関係を認める戸籍の取り扱いを行う旨の通達を提出。
2013年9月	非嫡出子の相続（最高裁判所）	嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分について、遅くとも平成13年7月当時において法の下での平等を定める憲法14条1項に違反していたとの決定を下した。LGBTの人たちが抱える問題解決においても大きな一歩となった。
	「LGBT支援宣言」（大阪府淀川区）	LGBTの人権支援のための活動や情報発信を行うことを宣言。
2013年11月	「文京区男女平等参画推進条例」施行	性的指向や性自認を理由とする差別の禁止を明記。

2013年12月	「民法の一部を改正する法律」成立	最高裁の判決を受けて成立した法律で、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等となる。
	性同一性障害の当事者の親子関係（最高裁判所）	女性から性別変更した男性について、妻が第三者との人工授精で出産した子と嫡出関係を認める初の決定を下した事例。
2014年1月	「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行	性的指向や性自認を理由とする差別の禁止を明記。
2014年4月	性同一性障害のある人の特別養子縁組（大阪家庭裁判所）	戸籍上男性から女性に性別移行した女性が、パートナーと婚姻関係を結んだ後での特別養子縁組が承認された事例。
2014年9月	ゴルフ場の不法行為による損害賠償（静岡地方裁判所）	男性から女性に戸籍変更し性別適合手術を受けた女性がゴルフ場から入会拒否され、これに対して不法行為による損害賠償を請求した結果、一部を認められゴルフ場側に100万円の賠償支払いを命じた。その後2015年7月に東京高裁において控訴棄却。
2015年3月	渋谷区「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」成立	自治体による初の同性間パートナーシップを認める条例。
	LGBTに関する課題を考える国会議員連盟発足	会長の馳浩衆議院議員（自民党）は2020年東京オリパラを意識して、日本でLGBTへの差別がないことを表明するための勉強会として発足したことを明示。
2015年11月	同性パートナーシップ制度の導入（渋谷区、世田谷区）	これ以降増加し2021年7月1日現在において110の地方自治体が同性パートナーシップ制度を導入。
2015年12月	「第4次男女共同参画基本計画」策定	性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合への対応が盛り込まれる。
2016年4月	文科省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（ガイドライン）公開	2015年4月文科省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（通知）を各教育委員会等に発出、その通知には「性同一性障害に係る児童生徒や『性的マイノリティ』とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること」と明記された。
2016年5月	自民党「性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すためのわが党の基本的な考え方」公表	今後の対策として①性的指向・性自認の多様なあり方を受容のため国民の理解増進を目的とした議員立法の具体化、②国民の理解増進および当事者の困難を解消するため政府が直ちに行うべき施策集の実施申し入れ、の2点を挙げた。
	民進党、共産党、社民党、生活の党の4党による「性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（LGBT差別解消法案）」提出	企業や学校が性的指向や性自認を理由とした差別を禁止する内容のもので、現在継続審議中。
2016年8月	厚労省「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針（セクハラ指針）」改正	LGBT当事者に対する言動もセクハラの範疇であることが明確化された。
2016年12月	大阪市「男性カップル里親認定」	日本初の認定。
2017年3月	「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめ防止基本方針」改定	「LGBT生徒の保護の項目」が初めて盛り込まれる。
2018年4月	厚労省「平成30年度診療報酬改定」	性別適合手術や乳房切除など性同一性障害の手術療法に対する健康保険の適用開始。
	国立市「アウトティング禁止条例」施行	一橋大学アウトティング事件に対する対応。
2018年10月	東京都「LGBT差別禁止条例」制定	性的指向と性自認を理由とする差別の禁止を定めたもの。東京が2020年オリンピック・パラリンピック開催都市となったのが契機。
2019年2月	一橋大生同性愛アウトティング訴訟（東京地方裁判所）	同性愛者であることを同級生にアウトティングされその後自殺した事件で、遺族が大学側に責任があるとして損害賠償を請求。しかし大学側の責任を認めず請求を棄却。
2019年9月	同性カップルと不貞行為（宇都宮地方裁判所真岡支部）	同性カップルでも異性カップルと同様に内縁関係と同視できる生活関係にある場合、内縁関係に準じた法的保護に値する利益が認められた判決。
2019年12月	経産省職員のMtFによる女性用トイレの使用（東京地方裁判所）	性別適合手術と特例法審判を受けていないMtF職員がトイレ使用の処遇と面接時の上司の発言に対して国家賠償法第1条1項に基づき提訴。「国家賠償法上、違法の評価を免れない」との判決が下る。しかし、2021年5月に東京高裁の決定で経産省の処遇について違法性は無いとの判断が下る。
2020年3月	同性パートナーの葬儀参列の拒絶（大阪地方裁判所）	同性パートナーの1人が急死後、残された1人が葬儀への参列や財産の引き渡し（生前は口約束）を求めたが家族に拒絶されたため慰謝料を求めて提訴。しかし同性パートナーシップ関係にあり、夫婦と同視すべき関係であることを認識していたと認めるには証拠不十分として却下。

2020年4月	東京都港区「みなとマリージュ制度」開始	「性的マイノリティの方を対象として、誰もが、性的指向・性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重するために設けた港区の制度」であり、「性的マイノリティの方を対象に、二人が共同生活に関する契約を結んだことを区が確認し、『みなとマリージュカード』を交付する」もの（港区HP）。
2020年6月	同性パートナーに対する犯罪被害者給付金の不支給（名古屋地方裁判所）	共同生活をしてきた男性が殺害されたのち「犯給法」第5条1項1号によって遺族給付金の支給を申請したが「該当しない」と裁定されたため、その取り消しを求めて提訴。しかし「社会通念」を根拠に「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として認められなかった。
2020年11月	一橋大生同性愛アウトティング訴訟（東京高等裁判所）	大学に対する損害賠償請求は棄却（責任は認めず）されたが、アウトティングを許されない行為（不法行為）として言及。
2021年3月	同性結婚を認めないのは憲法違反（札幌地方裁判所）	原告請求は棄却されたが「同性愛者に対して、婚姻によって生じる法的効果の一部ですらもこれを受容する法的手段を提供しないとしていることは、法の下での平等を定めた憲法14条に違反する」との決断を下した（2019年2月14日に同性カップルが札幌、東京、名古屋、大阪で同性婚の不認可は憲法違反であるとして一斉に提訴したうち初の判断）。東京では2021年3月26日に8名の原告が第二訴訟を提起。

注：網掛け部分は裁判例。

出典：中里絵里「LGBTの現状と課題」参議院常任委員会調査室・特別調査室『立法と調査』No.394, 2017年11月；東京弁護士会「特集 LGBT 第2弾：近時の動向を裁判例から読み解く」『Libra: The Tokyo Bar Association journal』第21巻1号, 2021年1月；谷口洋幸編『LGBTをめぐる法と社会』日本加除出版, 2019年；「同性パートナーシップ・ネット」HP；「Human Rights Watch」HP；「労働判例速報」『ジュリスト』No.1562, 2021年9月, 4-5頁；公益社団法人Marriage For All Japan HP；自由民主党政務調査会「性的指向・性自認に関する特命委員会「理論のとりまとめ」平成28年4月27日。

#### a) 法制度整備へのアプローチ

社会変革のきっかけとなるような条例や法律などの制定には、どのようなステークホルダーが関わっているのか。まず、都城市の「男女共同参画社会づくり条例」制定の事例を見る。表3にもあるように、同条例は、2003年12月に男女共同参画社会の定義に「性別又は性的指向」という文言を入れた日本では初の条例である。しかしその後、2006年10月に「性別又は性的指向に関わらず」は削除され「すべての人」に修正されて再制定され、状況は後退した。この事例について、制定にはどのような人たちが関与し、制定にこぎつけた条件とは何だったのか、さらになぜ再制定されるに至ったのかについて検証した研究があり、関係者へのヒアリング、市役所や市議会の関連資料の内容から分析を行っている。結論として、制定時の条件に着目すれば、行政側では①リーダーとなる市長の人権意識の高さ、②行政職員の人権意識の高さと熱心さ、③行政職員によるバックラッシュに耐え得る十分な実態の把握と調査、市民側では①当事者のエンパワメントの推進、②政策提案能力の獲得、③地域や全国のネットワーク形成、④全国的な運動の展開の必要性を挙げており、加えて行政と市民の協働が不可欠であることを指摘している（栄留[2008]）。

次に、GID特例法成立のステークホルダーについての事例である（三橋[2019]）。埼玉医大倫理委員会の委員長である山内俊雄氏は1998年に埼玉医大で行われた「性転換手術」の実現に尽力した人物で、性同一性障害治療は戸籍の続柄（性別）変更であると主張した。これを実現するための方法は、戸籍法113条の条文改訂もしくは柔軟化と、立法の2つであった。当初は戸籍法へのアプローチも考えられたが、2000年2月の戸籍の続柄変更を求めた抗告審で東京高等裁

判所は抗告を却下し、この問題は立法に委ねられるべきという判断を下した。これを受けて一気に立法へのアプローチに傾注し、神戸学院大学の大島俊之氏が旗を振り、まず大島氏の提案で2001年5月に6人の性同一性障害が一斉に戸籍の続柄訂正の申し立てを家庭裁判所に提出した。申し立ては却下されたものの、これをきっかけとして社会の立法への関心が高まり、2003年5月に自民党参議院議員の南野知恵子氏ら与党3党が法案を取りまとめた。その内容をめぐっては今も議論があるが（「子なし要件」への批判等）、当事者団体（任意団体TSとTGを支える人びとの会「性同一性障害についての法的整備を求める当事者団体連絡協議会」および任意団体gid.jp）が法案を推進し、GID特例法が同年7月に成立するに至った。しかしながら、与党3党による法案の取りまとめからGID特例法成立までおよそ2ヶ月しか要していない点については問題が指摘されている<sup>(12)</sup>。

そして、中間組織による行政への働きかけについて、NPO法人EMA日本のロビイング活動にも触れておこう。EMA日本は、2014年2月にNPO法人として発足し、他の中間組織とも連携しながら行政に対して活動を行っている。発足時から調査研究や啓蒙活動を行いながら、2017年以降東京レインボープライドのイベントでパレードやブースでの参加を続けている。表4で見るように、2019年からは行政にも積極的な働きかけをしており、2020年8月には2015年発足の「LGBTに関する課題を考える国会議員連盟」に対して、同性カップルの集計・発表を求める要望書を他の8団体（NPO法人としては「東京レインボープライド」「虹色ダイバーシティ」「ふれいす東京」の3団体、その他「自治体にパートナーシップ制度を求める会」「同性パートナーシップ・ネット」「一般社団法人fair」「セクシュアルマイノリティのためのコミュニティスペースLOUD（ラウド）」「公益社団法人Marriage For All Japan」）と協力して提出した。

#### b) 裁判への働きかけ

2019年2月14日に同性カップルが札幌、東京、名古屋、大阪で同性婚の不認可は憲法違反であるとして一斉に提訴した「結婚の自由をすべての人に訴訟（同性婚訴訟）」の東京訴訟（東京地裁）の事例を取り上げ、中間組織が裁判訴訟においてどのようにコミットしているのかを見ておく。同性婚訴訟は、2021年11月の時点で第1回（2019年4月15日）、第2回（2019年7月8日）、第3回（2019年10月16日）、第4回（2020年2月3日）、第5回（2020年12月2日）、第6回（2021年2月24日）、第7回（2021年6月30日）、第8回（10月11日）まで実施されている。

まず、原告側である。NPO法人ふれいす東京の理事をしていた故佐藤郁夫氏は、「同性婚訴訟」の東京訴訟における原告の一人であり、2019年4月（第1回）に意見陳述を行っている。佐藤氏は、2002年から同NPO法人で電話相談員や厚生労働省委託「HIV陽性者とその周囲の人のための電話相談」事務、ネスト・プログラムのコーディネーターなどの活動を行っていた人物で

表4 EMA 日本の最近の主なロビイング活動

年	内 容
2019年2月	2月14日に始まる同性婚訴訟について超党派LGBT議員連盟に説明、支援を要望
	立憲民主党SOGIに関するPTの有識者ヒアリングに「同性パートナーシップ・ネット」と参加し、同性婚訴訟について説明、早期法制化を要望
	同性婚訴訟を前に「同性パートナーシップ・ネット」と弁護士とともに与野党の国会議員を訪問し、同性婚の法制化への理解と支援を要望
2019年3月	野田聖子衆議院議員（自民党）に同性婚の法制化を要望
2019年4月	東京レインボープライドに「同性パートナーシップ・ネット」「公益社団法人 Marriage For All Japan」「一般社団法人 fair」とともにブースを設置、またパレードでは「NPO法人LGBTとアライのための法律家ネットワーク」「NPO法人虹色ダイバーシティ」も加えてフロートで参加
2019年5月	太田昭宏衆議院議員（公明党）を「市民団体 Rainbow Tokyo 北区」、鈴木賢（明治大学）、青木ひろこ（東京都北区議会議員）とともに訪問、同性婚の法制化を要望
2019年7月	小林史明衆議院議員（自民党）を「市民団体 Rainbow Tokyo 北区」などと訪問、同性婚の法制化を要望
2020年2月	石川大我参議院議員（立憲民主党）を訪問、同性婚の法制化を要望
2020年4月	東京都港区「みなとマリアージュ制度」においてEMA日本作成の「婚姻契約書」が採用
2020年7月	上川陽子衆議院議員、牧島かれん衆議院議員、高木啓衆議院議員（いずれも自民党）を「公益社団法人 Marriage For All Japan」とともに訪問し、同性婚の法制化を要望
2020年8月	2015年発足の「LGBTに関する課題を考える国会議員連盟」に対して、同性カップルの集計・発表を求める要望書を他の8団体（NPO法人としては「東京レインボープライド」「虹色ダイバーシティ」「ふれいす東京」の3団体、その他「自治体にパートナーシップ制度を求める会」「同性パートナーシップ・ネット」「一般社団法人 fair」「セクシュアルマイノリティのためのコミュニティスペース LOUD（ラウド）」「公益社団法人 Marriage For All Japan」）と協力して提出

出典：EMA日本HP「活動報告」；「国勢調査100周年を前に、LGBTQ9団体が共同発起で超党派議員連に提言書を提出」『PR TIMES』（2020年8月20日配信）。

あるが、残念ながら2021年1月18日に志半ばで亡くなった（NPO法人ふれいす東京「2020年度年間活動報告書」3-4頁）。同NPO法人は、表2にもあるように、1994年4月に任意団体として発足し、東京都から2000年9月にNPO法人に認証され、2019年12月に認定NPO法人となった。活動の主目的は、「HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染やその他の性感染についての相談や啓発教育およびHIVに感染した人たちへの直接的支援サービスを、地域住民による地域に根ざした活動として実施し、国籍や性別、性的指向などに関わらず、どんな疾患や障害をもって自分らしく暮らせる地域社会づくりの実践と研究による提言を行い、人権の擁護、健康教育、福祉の増進に寄与すること」である（「特定非営利活動法人ふれいす東京「定款 第3条」）。理事の一人に東京弁護団の山下敏雅氏が就任している。

小野春氏は、佐藤氏と同じ原告の一人であり、現在任意団体にじいろかぞくの代表を務めている。同団体は、2010年から「LGBT親や、その子どもを中心に、さまざまな人がつながりあえる場所作りをめざして活動」しており、主に交流会の場を設けたり、子育てのサポートを行ったりしている。小野氏が原告になる決意をしたのは、2013年にアメリカ国務省主催のプログラム

の一環でLGBTファミリーとしてアメリカの企業やNPOを視察した際の経験が大きい（阿部[2020]）。

同性婚訴訟は、第6回まで田中寛明裁判長のもとで裁判が行われていたが、田中裁判長が原告の本人尋問は不必要だという考えを示したため、原告らは本人尋問を求める署名活動を展開した。2021年2月に本人尋問を求める18,000人以上の署名と34通の手紙を裁判所に提出し、第7回期日では裁判長が池原桃子氏に交代し、新しい裁判長のもとで10月11日（第8回）期日において原告ら7名と家族1名が本人尋問を行った（東京新聞社[2021]、公益社団法人Marriage for All Japan HP）。

次に、どのような弁護士が原告らを支えているのか。顔ぶれは表5のとおりである。東京弁護団の共同代表を務める寺原真希子氏はキーパーソンの一人であるが、寺原氏は2011年に山下敏雅氏との出会いがLGBT活動へのきっかけとなったと述べている（「結婚の自由をすべての人に」（同性婚）訴訟東京弁護団共同代表～寺原真希子弁護士に聞く」NPO法人東京レインボープライドHP、2019年2月10日）。寺原氏が所属する東弁「性の平等に関する委員会」に招聘された山下氏からLGBTの話聞いた直後、寺原氏は同委員会内にLGBTに関するプロジェクトチームを立ち上げ、LGBTへの造詣を深めていった。寺原氏は、公益社団法人Marriage For All Japan（以下、MFAJ）代表理事をはじめLGBT支援法律家ネットワーク、日弁連の「両性の平等に関する委員会」「LGBTの権利に関するプロジェクトチーム」「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律検討プロジェクトチーム」などに所属し、また同性婚人権救済弁護団のメンバーでもあり、精力的にLGBT支援活動を行っている。

表5 「同性婚訴訟」東京弁護団のメンバー

所属	氏名	所属事務所	経歴・所属団体・業績等
東京弁護士会	上杉崇子	TOKYO大樹法律事務所	東京弁護団共同代表。公益社団法人Marriage For All Japan理事、東弁「性の平等に関する委員会」（2018年度委員長）、日弁連「両性の平等に関する委員会」、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会、LGBT支援法律家ネットワーク、同性婚人権救済弁護団等。
	榎本一久	東京表参道法律会計事務所	寺原真希子氏と所属事務所共同パートナー。『ケーススタディ 職場のLGBT：場面で学ぶ正しい理解と適切な対応』（ぎょうせい、2018年）の編著者。
	金子美晴	北千住法律事務所	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ、NPO法人化学兵器被害者支援日中未来平和基金、青年法律家協会、自由法曹団、日本国民救援会等。
	熊澤美帆	東京千代田法律事務所	LGBT支援法律家ネットワーク、福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク事務局次長、同性婚人権救済弁護団等。
	樋田早紀	イマージェント法律事務所	レズビアンを公表。SNS（Youtube, Twitter）を活用して自らのパートナーと情報を発信。
	清水皓貴	日比谷シティ法律事務所	東弁「性の平等委員会」、LGBT支援法律家ネットワーク、同性婚人権救済弁護団、日本労働弁護団、ブラック企業被害対策弁護団等。

	蕭以亮	玉山法律事務所	「同性婚訴訟」弁護団メンバーとして活動する傍ら、外国人の人権問題にも従事。
	寺原真希子	東京表参道法律会計事務所	東京弁護団共同代表。公益社団法人 Marriage For All Japan 代表理事、特定 NPO 法人「ヒューマンライツ・ナウ」、LGBT 支援法律家ネットワーク、同性婚人権救済弁護団、日弁連「両性の平等に関する委員会」、日弁連「LGBT の権利に関するプロジェクトチーム」、日弁連「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律検討プロジェクトチーム」、東弁「性の平等に関する委員会」、東弁「セクシュアル・マイノリティ電話法律相談」等。2000-2005 年長島・大野・常松法律事務所勤務。
	中川重徳	諏訪の森法律事務所	「東京都府中青年の家事件」で東京都に対する訴訟を担当。公益社団法人 Marriage For All Japan 理事、LGBT 支援法律家ネットワーク、同性婚人権救済弁護団、渋谷区男女平等多様性社会推進会議等。
	永野 靖	永野・山下・平本法律事務所	ゲイを公表。NPO 法人アカーの会員。LGBT 支援法律家ネットワーク、同性婚人権救済弁護団等。「経産省職員の MtF による女性用トイレの使用」(2019 年東京地裁, 2021 年東京高裁) の弁護を担当。
	北條友里恵	北千住法律事務所	同じ事務所に所属する金子美晴氏とともに活動。
	松田亘平	TOKYO 大樹法律事務所	同じ事務所に所属する上杉崇子氏とともに活動。
	溝田紘子	さかきばら法律事務所	東弁「子どもの人権と少年法に関する特別委員会」、別姓訴訟を支える会等。
	山下敏雅	永野・山下・平本法律事務所	LGBT 支援法律家ネットワーク等。「GID・法律上も父になりたい」(2012 年東京家裁・東京高裁)、「経産省職員の MtF による女性用トイレの使用」(2019 年東京地裁, 2021 年東京高裁) の弁護を担当。
	油原麻帆	東京合同法律事務所	自由法曹団、「ベトナム人技能実習生の傷害被疑事件」担当等。
第一東京弁護士会	井上皓子	長島・大野・常松法律事務所	ベトナムの労働法に関する著書・論文多数。同法律事務所は約 500 名の弁護士が所属する大規模な法律事務所であり、LGBT に関する人権問題に積極的に関与。
	宇治野壮歩	長島・大野・常松法律事務所	NPO のための弁護士ネットワーク監事等。
	小谷磨衣	長島・大野・常松法律事務所	ベトナムの労働法に関する著書・論文あり。
第二東京弁護士会	加藤慶二	諏訪の森法律事務所	LGBT 支援法律家ネットワーク、同性婚人権救済弁護団、自死遺族支援弁護団等。LGBT 法に関する著書や論文多数あり。
	佐藤 樹	梅田総合法律事務所	LGBT 支援法律家ネットワーク等。
	沢崎敦一	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	同性婚訴訟第 2 次訴訟原告代理人。
	鈴木創大	旬報法律事務所	自由法曹団等。
	仲村渠桃	東京中央法律事務所	公益社団法人 Marriage For All Japan 等。主な担当事件として「横田基地騒音公害訴訟」等。
	原島有史	早稲田リーガルcommons法律事務所	EMA 日本理事、同性婚人権救済弁護団等。
	松宮英人	千歳島山法律事務所	LGBT 支援法律家ネットワーク、同性婚人権救済弁護団等。
	三浦徹也	あさひ法律事務所	「私たち法学者・法曹は、選択的夫婦別氏制度の早期実現を求めます」共同声明賛同者。
千葉県弁護士会	横山佳枝	原後総合法律事務所	二弁「両性の平等に関する委員会」等。ハラスメント関連の著書・論文あり。
	喜田康之	総武法律事務所	一般社団法人千葉県地方自治体研究センター理事、同性婚人権救済弁護団等。
神奈川県弁護士会	南川麻由子	あおぞらの虹法律事務所	LGBT 支援法律家ネットワーク、同性婚人権救済弁護団等。
	齋藤信子	小山法律事務所	神奈川県弁護士会人権擁護委員会、神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会、LGBT 支援法律家ネットワーク、同性婚人権救済弁護団等。
	藤井啓輔	川崎北合同法律事務所	自由法曹団等。

愛知県弁護士会	水谷陽子	名古屋法律事務所	LGBT 支援法律家ネットワーク、公益社団法人 Marriage For All Japan、明日の自由を守る若手弁護士の会、青年法律家協会、自由法曹団、日本労働弁護団、東海労働弁護団、同性婚人権救済弁護団等。
---------	------	----------	---

注：LGBT 支援法律家ネットワークは 2007 年創設のセクシュアルマイノリティの問題に取り組む弁護士・行政書士・司法書士・税理士・社会保険労務士など有資格専門職能者の団体。自由法曹団は 1921 年に神戸の労働争議弾圧に対する調査団がベースとなり結成された弁護士の団体。同組織の目的は「基本的人権をまもり民主主義をつよめ、平和で独立した民主日本の実現に寄与すること」である（自由法曹団 HP）。

出典：各法律事務所 HP；公益社団法人 Marriage For All Japan HP；LGBT 支援法律家ネットワーク HP；同性婚人権救済弁護団 HP；自由法曹団 HP；NPO 法人ふれいす東京 HP；ハフポスト日本版 HP。

寺原氏が LGBT に関心を持つ以前、2007 年発足の LGBT 支援法律家ネットワークでは同性婚訴訟のアイディアを持ち合わせていたが、その前に世論の関心を集めるための一歩として 2015 年 7 月に日弁連に対して「同性婚人権救済申立て」（同性カップルら 455 名）を行っている。この同性婚人権救済弁護団には同性婚訴訟の東京弁護団のメンバーが多数含まれており、寺原氏や山下氏の他にも上杉崇子氏、永野靖氏、加藤慶二氏、中川重徳氏、原島有史氏、喜田康之氏、齋藤信子氏、熊澤美帆氏、水谷陽子氏、南川麻由子氏、松宮英人氏、清水皓貴氏がいる。

先述したように、寺原氏に LGBT への関心を高めるきっかけを与えた山下氏は、LGBT 支援法律家ネットワークのメンバーであり、ふれいす東京の理事でもある。2015 年 7 月の「同性婚人権救済申立て」では弁護団長を務め、同性カップルの相続問題等の解決に向けてリーダーシップを発揮している。その他 LGBT 関連の事件では、表 3 にある「GID・法律上も父になりたい」（2012 年東京家裁・東京高裁）、「経産省職員の MtF による女性用トイレの使用」（2019 年東京地裁、2021 年東京高裁）の弁護を担当している。

2012 年に山下氏と「永野・山下法律事務所（現・永野・山下・平本法律事務所）」を立ち上げた永野靖氏は、自らゲイであることを公表しており、かつて IGA 日本やアカー<sup>(13)</sup>に参加し、同じ状況にある人たちと交流するようになった。永野氏が弁護士を目指すきっかけとなったのはアカーの「東京都府中青年の家事件」であり、それゆえに弁護士になってからは LGBT の支援や権利擁護に特に力を入れている（「事務所探訪 永野・山下法律事務所」『Attorney's MAGAZINE Online』Vol. 41, 2014 年 9 月号）。永野氏は、現在もアカーの会員であり、LGBT 支援法律家ネットワークに所属し、同性婚人権救済弁護団の一人でもある。

「東京都府中青年の家事件」の弁護団長だった中川重徳氏は、第 3 節でも触れたとおり一般民事、刑事事件を扱う傍ら、長年 LGBT に関する問題に携わっている。2015 年に同性婚人権救済弁護団に参加し、MFAJ 理事を務めながら LGBT 支援法律家ネットワークのメンバーとともに活動を続けている。最近では、2021 年 6 月 8 日に「性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案（LGBT 法案）」の国会提出を求める緊急声明を、呼びかけ人の一人として寺原氏とともに自民党へ提出している。

寺原氏とともに同性婚訴訟の東京弁護士共同代表を務める上杉崇子氏は、MFAJの理事であり、LGBT支援法律家ネットワークと同性婚人権救済弁護団のメンバーでもある。MFAJは2019年1月に設立された公益社団法人であり、設立目的は「結婚の自由をすべての人に保障するための訴訟、立法その他法的活動を支援し、もって、すべての人が、そのセクシュアリティ（性のあり方）にかかわらず、個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現へ向けて、広く一般市民や企業に対して、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）にかかる理解を促進するための社会教育事業及び啓発活動を行う（同法人HP）」ことである。表2に挙げたNPO法人のうちEMA日本、虹色ダイバーシティ、北海道レインボー・リソースセンターL-Port、レインボーコミュニティ coLLabo、東京レインボープライド、LGBTとアライのための法律家ネットワーク、レインボーとしまの会、ぶれいす東京、カラフルブランケッツ、LGBTの家族と友人をつなぐ会が賛同団体となっている。MFAJは、関連団体とのつながりを大切にしており、例えばLGBTとアライのための法律家ネットワークと虹色ダイバーシティと共同で「Business for Marriage Equality」という同性婚の法制化に賛同する企業を可視化するためのキャンペーンを実施している。

以上の事例から次のことを指摘できよう。a)の法制度整備へのアプローチにおいては、都都市の事例から、人権意識の高いリーダーの存在とリーダーを支えるプレーンの存在が条約制定に大きな役割を果たしたが、リーダーが交代した途端に状況が一変したことから、自治体の組織的基盤の脆弱性と自治体を支える外部の中間組織の不在が継続性を欠く要因となったと考えられる。GID特例法の事例では、専門知識を要するリーダーらの存在と彼らを支える中間組織の存在、そして裁判によって社会の関心を高めた上で立法府に所属する議員を巻き込んだことが実現化の要因である<sup>(14)</sup>。2014年設立のEMA日本の事例では、同法人は立法への働きかけに特化した有資格専門職能者から成るNPO法人であり、従来のNPO法人とは一線を画している。例えば、1986年発足のアカーはLGBT関連の団体として古い歴史を持つが、主にLGBT対象者に向けたサービスの提供が主な目的である。しかしながら、アカーを含め表2にあるその他のNPO法人についても社会への情報発信という意味では重要な役割を果たしている。

b)の裁判への働きかけにおいては、同性婚訴訟の事例から有資格専門職能者と中間組織のつながりの重要性を指摘できよう。この一連の裁判はまだ終わっておらず、2021年3月17日の同性婚訴訟（札幌地裁）の判決では、同性間の婚姻を認める規定を設けていない現行の民法および戸籍法の婚姻に関する諸規定が憲法24条1項と2項、13条、14条1項に違反していないか否かが争点となった。その結果、憲法14条1項を除いて違反しないと判断された。判決では、憲法24条に「両性」とあるのは異性婚について定めたものであり、また憲法13条において同性間の婚姻や家族に関する特定の制度を求める権利が保障されていると解釈するのは難しいことから憲

法違反でないとされた。一方、憲法14条1項について憲法違反とされたのは、同性婚を否定した医学的根拠を失った現在において異性愛者と同性愛者の差異は性的指向が異なることのみであり、性的指向は人の意思によって選択・変更できず、よって婚姻によって生じる法的効果を楽しむ利益の価値に差異があってはならないと判断されたからである。その他の同性婚訴訟においても、憲法をどう解釈するかについて議論が継続している。憲法改正ではなく憲法解釈において、憲法の歴史的考察や諸外国の対応、国内の社会的共感などの要素をどのように論理的に組み立てるかが鍵を握っている。

### 4.3 国際的イベントの開催と社会的共感の生成

国際機関の動向や国際的イベントの開催は、国の政策に影響を与えたり、社会的共感を生成したりする手段となり得る。国連の人権理事会は2011年6月に性的指向と性同一性に関するものとしては初の国連決議を採択し、これ以降国連ではLGBTをめぐる問題を主要課題の一つに取り上げている。日本は、この人権施策において積極的な立場を表明しているものの、国内ではなかなか進展していないのが実情であり、国連機関などから改善勧告を受けている（谷口 [2019]）。実のところ、2014年に国連自由権規約委員会から性的指向、性自認による差別を法律で禁止すべきことや差別による被害について真摯に救済すべきことなどが指摘されている。このような指摘は強制力を持たないが、国内から声を上げにくい状況を外から監視することで少しでも緩和する効果はある。

国際的イベントの開催国になった場合も海外から多くの監視の目が向けられ、これを契機として人権問題が進展する場合がある。オリンピック・パラリンピックの開催がその一つであり、ロシアは2014年のソチ冬季オリンピック開催によって「同性愛者プロパガンダ」法を成立させている。また、国際オリンピック委員会は、2014年12月に「オリンピック・アジェンダ2020」で「IOCはオリンピズムの根本原則第6項に、性的指向による差別の禁止を盛り込む」（国際オリンピック委員会 [2014] 14頁）と明記し、性的指向による差別の禁止を謳っている<sup>(15)</sup>。これを受けて開催国となった日本では、人権やLGBTに関連した団体による活動が活発化し社会の人権問題への関心が高まったのは事実である。2015年3月発足のLGBTに関する課題を考える国会議員連盟の会長・馳浩衆議院議員（自民党）は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを意識して、日本でLGBTへの差別がないことを表明するための勉強会を発足したと明示している。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催（コロナ禍の影響により開催は2021年）は、LGBTを含めた社会の多様性と調和を訴えるには時宜を得た国際的イベントであり、社会的な関心を喚起する機会となった<sup>(16)</sup>。社会的な同感や共感を生み出すには、どのようなタイミングで

どのような場でそれを伝えるかは重要である。加えて、コロナ禍によって新たな社会的格差や不平等が生み出されたり、国民意識を高めたり、自己認識や社会への見方が変わったり、個々人がコロナ禍以前より多様性や調和といった事柄を自らの問題として捉えるようになったことも大きい<sup>(17)</sup>。多くの人が「気付き」をとおして同感・共感していくことによって権利が生成していくプロセスは、新しい法制度が整備される際には不可欠な条件である。

## 5. おわりに

本稿では、人権擁護の担い手の一つである法曹界のコロナ禍における活動を整理した上で、現代社会における人権と権利の諸相と権利生成過程における裁判の役割について論じた。その後、同性愛者が被る不利益にかかる裁判例「東京都府中青年の家事件」において関与者の活動内容や判決における判断内容を把握した。そして、LGBT 関連の中間組織、法制度、裁判について時系列を追って整理をした。

今回のコロナ禍における当初の混乱の中、弁護士会は、自らできることは何かを考え、IT の利用等の推進を行ってきた。そのこと自体は、全世界の個人や企業等あらゆる組織が、程度の違いこそあれ、試みてきたことであった。その意味ではありきたりのことである。しかし、緊急時下においても停滞することなく、できることを地道に行っていくことで、弁護士会の「人権擁護」という目標を実現していくことを目指した。そして、第2節の「宣言」で述べたような、コロナ禍において発生してきた新たな問題を人権問題と把握し、その救済が重要であると提言した。このコロナ禍を契機とした人権問題は、急激な社会状況の変化の中で、即自的・明示的に生じてきたものと言えるであろう。そこを解決することがよりよい社会に結び付くことになっていく。

人権問題は、今回のコロナ禍におけるような社会の大きな変動要因がある場合以外にも生じ得る。例えば、LGBT に関して言えば、過去は精神医療において障害と分類されていた同性愛者は個人が苦しむだけだったが、時の経過とともに障害として扱われなくなった。また、勇気を持って裁判の手段を取るに至っても、同じ同性愛者から私的な趣味・嗜好に留めるべきであり、自ら表明すべきではないと評価されることもあった。しかし、裁判では、行政当局の無関心さ・正しい知識の欠如を評価され、一定の成果を得るに至った。この個人の苦しみからスタートし裁判提起・判決に至る経過では、当初は少人数の動きでしかなかったが、法的専門家や医学的専門家の参加を得て、「動くゲイとレズビアン」の会」といった集団も形成されてきた。

そして、日本における NPO 法人が認められた後に、特に 2000 年代以降 LGBT 関連の NPO 法人が多く設立された。活動内容も多岐にわたり、GID 特例法といった法律が成立し、立法化という具体的な制度の成立充実化への歩みも開始した。そこにはハードルも多々あり、促進の程

度が関係者の資質などの要素によって決まるという側面は否定できないが、それでも地道な歩みを着実に進めていることが観測される。関係者から見れば、十分に満足できるものではないかもしれないが、社会においても多く取り上げられるようになり、オリンピックのような世界的イベントなどでも重要な要素の一つとして取り上げられ、複数の裁判が提起される状況となった。

本稿で取り上げたLGBTが社会的に認められていく経過をたどり、社会が何を正しいものとしていくのかを確認しようとする、そこには様々な意志ある存在があることに気付く。今回で言えば、息苦しさを感じていた個人、その個人に寄り添う専門家、同じ意見を有する集団、法人化した集団、意見が一致しない人びとの存在、裁判所、立法行為に携わる関係者、行政機関、種々のイベントに参加した複数の人びとの存在が確認できる。それぞれの存在をどこまで分解できて要素化できるかという観点から見ても、上記のような存在は最低限あることにはなる。そこには今までに存在しないものもあり、中間組織も位置付けられる。

「社会学の概念が、社会学者同志の言説においても、社会それ自体の中においても、本来的に不動のものではなく、自由に修正され変化するものである」(ギデンズ他 [2018] 2頁) ように、既存の概念だけでは整理できないことは対象である社会が変化するものであり、その変化が既存の変化だけで捉えられない場合は概念も変化する。本稿で着目したLGBT自体、「東京都府中青年の家事件」の裁判時においては「同性愛者」に関する裁判であったが、現在同性愛者という分類だけでは収まらないところもあり、LGBTと言われるようになり、さらにはLGBTも概念がLGBTQに変化し、さらなる変化もあり得る状況である。

LGBTの人権と権利の保障に関しては、まだ関係者が望むような内容の立法化までには至っていない。特に男性、女性といった非常に単純・基本的な差異を従前と異なる捉え方をするのであるから、例えば男性、女性の別が当然とされている宗教、あるいは品詞に男性、女性の別がある言語、また「両性」といったような男女の別を前提にした用語を利用した法律(日本国憲法第24条第1項には「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」とある)といった、既存の秩序との関係がどうなるか。仮に何らかの立法化がなされても、こういった従前の諸制度との整合性がどのような形で図られていくのか。これからの動向も注目される。一般的承認への道はこれからも続くこととなり、何がゴールなのかはなんともいいようがないところであろう。このことからわかるように、正しい社会とは何かといったことは終わりのあるものでもない。

今回検討した事項を、われわれが前稿で議論してきた情報技術の進展と中間組織という観点から次のような整理が可能である(辻他 [2021])。第1には、個人から中間組織に至る経過において、情報の交流が段違いに早くなったことであろう。情報の促進だけではない。第2として、組織の形成にも、例えば人びとが一か所にリアルに集まらなくてもインターネットを利用した会議開催も可能になり、組織の設立、維持、発展にも資することとなる。そうすると、第3として、

今後は組織の性格にも変化が生じる可能性があるかもしれない。仮に、国会がバーチャルでできることになれば、乱闘国会、牛歩戦術も考えづらくなる。開催権を有する者（事実上安定多数与党ということになるのであろうか）が開催を決定すれば、速やかに決議にいくこともあり得る。すると、議論の場と言えるのかという話が出てくるかもしれない。来期以降バーチャルだけの株主総会が開催可能になった場合も、類似の論点が生じてくる。こうして会議のあり方にも性格の変化が生じる可能性がある。

このように、社会の様々な変化を確認することができるが、だからといって、そこで確認された社会、あるいはこのような社会状況をもとにして今後予想される社会が、果たして善いものと言えるのかは別の問題である。

ここで、コロナ禍とマスクを例にして、仮想的な検討をしてみたい。コロナ禍では公衆衛生を理由として、多くの規制が施された。果たして公衆衛生上感染防御の根拠があるのか、また科学的に確実に証明されているかはいまだに確定していないとも言えるし、当初はマスクをしても意味がないとも言われてもいた。海外では政府が法律を制定して、マスクの装着やロックダウン、ワクチンの強制といった行為を義務付けし、さらに違反のときに罰を科するところもある一方で、反対する者による多くのデモが行われ、時には警察と衝突することもあった。アメリカでは、政府のワクチン強制の施策に対して州が反対し、裁判所で州の意見が認められ、ワクチンの義務が免ぜられるといった事象も生じている。他方、日本では、刑罰が科されるところではなく、基本的には国民にお願いをする形で、マスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保、飲食店の自粛などが行われた。それに対してデモが行われることはなく、裁判も、個人が訴えを起こした報道もわずかに認められる程度である<sup>(18)</sup>。

さらに、例えば、今度の感染拡大を予想して、マスクの装着の義務付けを日本でもすべきだと提唱されたとする。立法化の過程ではマスクの装着が正当な理由があるのか、マスクの装着を義務付けることが相当か、義務付けに違反した際の相当なサンクションは何か（マスクをつけるくらいはそれほどの制約ではないとすれば相当だと言える可能性がある）などの諸点を検討することになる。それを立法化すれば、これら諸点が立法機関で議論され、政治の問題になる。そこでなんらかの正当な根拠が持ち出され、熟議を経た上で立法化され、執行もされる事態に至ったとする。ところが、マスクは公衆衛生上まったく意味がなかったと後日判明したとする（前記のとおり科学的根拠は未確定であり、実際、ある日本人政治家は日本人の民度の優秀さをコメントしマスク装着に疑問を呈したこともあったから、マスクは無意味ということが判明する可能性は否定できない）。そのとき、マスク装着はいやだと言っていた人はどうなるであろうか。マスク装着がいやだと思っていた人が一人だけだった場合、もっと多かった場合、実は国民の多くがいやだと思っていた場合はどうなるであろうか。後世においては、史上まれにみる愚策と評価される

かもしれないが、法律ができ、制度が具体化すれば、国民はマスク装着を義務付けられることとなる。

社会は何が正しいかを正しく決めていくことができるであろうか。人は、何が善いか、何が正しいかといった問題は道徳・正義といった領域で議論してきた。例えば、現代においては民主主義の正義の実現のためには熟議による議論が必要である、といった形で正しいことを実現するための議論をしてきた。ただ、幅広く何が道徳的かについての話は昔から説かれていたところであり、スミスは「共感 Sympathy」、ベラーであれば「共同善」といったものも該当する。これからも多くの議論がなされるであろう。

現代においては、何が正しいと言えるのかを実験により確認する試みもされている。それによれば、ロールズの正義の内容になるわけではない<sup>(19)</sup>。とすると、上記のような議論に基づく道徳論や正義論を言われても、それが人の行動にあまり影響を与えないことになるのかもしれない。

これは、民主主義といった領域に及ぶ可能性もある。今回のコロナ禍において2020年における日本と中国の施策を比較した場合、民主主義の国家の方が有効な手段をもたらすことができず、専制主義の国家の方が一律的なロックダウンなどを行うことができ、有効策を講じることができる。あるいは、AIといったより多くの情報が一括に集中して処理できる体制の方が有効に活用できるといった議論が生じており、必ず民主主義が正しいわけではなく、相対化といったことが民主主義の国家である日本でも話題に上るようになった。

専制主義の国家であると人権がどこまで擁護されるべきものか、人にとってどれだけ基本的なものか、ということも相対化される。自らの権利が侵されたことをSNSで発信しても、そのSNSはすぐに消され、かつその人自体がどこにいるのか不明になり、あるいは自らの本心を自由に述べる環境にあるのか疑問が呈される。また、民族的存立を奪うような統制が行われているという批判が外国でなされた場合、国内問題として、かかる批判自体を不当と逆に問題視される。このような事態は、「共感・同感」および「共同善」の観点から支持されるのか、かかる事態が今後も進展していくかを注意深く観察していくことが必要であろう。

今回整理したLGBTの活動は、道半ばという状況であろう。しかも、これからも乗り越えなければならないことがいくつもあると思われる。上記のコロナ禍とマスクの仮想事例と類するような、正しいと思ったことが後日正しくなかったり、正しくなかったことが実は正しかったりといった事態に至ることも考えられる。ただ、少なくとも、今日の日本においては、LGBTのような少数者の人びとの権利が立法等の制度化に進もうという事態を観測することはできる。少数者という観点からすれば、弁護士会がコロナ禍の下、差別等で困っている人を救済すべきとして少数者に目を向け、具体的に救済の道を探ろうとしていることも確認できる。これらは、専制主義の国家では議論されることはないであろう。日本においては、民主主義という前提、さらには

多様性の尊重という前提は存在していると考えられる。LGBTの論点は、前述のとおり、かつては注目されていなかった少数者が注目されるようになり、社会においても認知されるようになってきた。LGBTに係る一連の活動は、個人や中間組織など様々な主体が関わり、真剣に深く議論してきたものと考えられる。そのような活動が一定の成果として結実していく過程では、多くの人の共感を得てきたということは多くの人が納得してもらえるのではなかろうか。こうした視点を持って社会を観測していくことが、今後社会が正しい方向にいくのか、間違った方向にいくのかについて大いなる示唆を与えるのではないかと考える。かかる観測を許してくれるところ、それが公共性空間の一つの特色である。

[文責：「第1節、4節」辻(智)、「第2節、5節」渡辺、「第3節」辻(俊)]

#### 《注》

- (1) オリンピック・パラリンピックの開催国は国際的に注目を浴びるが、その際人権問題については厳しい目が向けられる。国連が2015年9月のサミットで採択した持続可能な開発目標(SDGs)の中に人権問題を取り上げていることも影響しているが、日本の社会全体が人権問題に対してどのような取り組みをしているかは世界の注目するところである。
- (2) LGBTとはセクシュアル・マイノリティの総称であり、L(Lesbian)、G(Gay)、B(Bisexual)、T(Transgender)を指している。昨今では、これ以外のセクシュアル・マイノリティも存在することから「LGBTQ+」という表現が使われる場合もあるが、本稿ではLGBTという用語を使用する。
- (3) 本件に関する法的評価については、松山他[1999]118-119頁、須藤[1999]17-18頁、君塚[2013]66-67頁、川岸[2017]190頁、白水[2019]68-69頁、棟居他[2019]29-37頁を参照。
- (4) 判例タイムズ社[1999]206頁、ぎょうせい[1998]64頁。
- (5) 判例時報社[1995]80頁、判例タイムズ社[1994]163頁。
- (6) 提訴にあたっての論点の絞り込みについては、動くゲイとレズビアンのか[1991]52-61頁、須藤[1999]17-18頁、風間[1996]65-102頁、風間[2001]123-145頁、風間他[2010]37-71頁、中川[2016]117-121頁、中川他[2016]19-21頁、公開講座当日の中川重徳氏配布資料[2018]を参照。
- (7) 医学上の取り扱いの変化については、針間[2014]15-25頁、中川他[2016]19-21頁、椎野[2017]39-47頁、公開講座当日の中川重徳氏配布資料[2018]を参照。
- (8) アメリカの先行事例の証拠提出については、中川他[2016]19-21頁、公開講座当日の中川重徳氏配布資料[2018]を参照。
- (9) 当時の社会における認識状況についての調査と証拠提出については、諏訪の森法律事務所ウェブサイト、風間他[2010]37-71頁、中川他[2016]19-21頁を参照。
- (10) 本件についてマスメディア等で紹介された意見については、平野[1994]73-86頁、井田[1997]、藤谷[2008]319-332頁、風間[2004]231-233頁、風間他[2010]37-71頁、公開講座当日の風間孝氏配布資料[2018]を参照。
- (11) 現代社会の制度設計において、マルチステークホルダーによる多様な課題の抽出や論点整理と合議が重要な意味を持つことについては辻他[2015]を参照。本稿において、わが国の統治機構の一つである裁判所において、性的指向に関するステークホルダーの一つである原告団体が、新たな制度ニーズの具体化につながる論点を、裁判のアジェンダとして提示し判決につながったという、課題抽出機

能を果たしたことの意義を検討した。

- (12) 当事者団体による与党内審査と両院法務委員会に対するロビイング活動は評価されるべきものがあるが、与党内審査でどのような議論が具体的になされたのかについては開示されておらず、また法案について十分な議論が行われたとは言い難い（谷口 [2004]）。
- (13) 現在は ILGA 日本。1978 年発足の国際連絡会議 ILGA の日本支部で 1984 年に発足。アカーは IGA 日本から分離独立した団体。
- (14) 裁判例が社会に与えるインパクトは大きいという議論はすでに行われている（石田 [2019]）。
- (15) 「第 6 項 このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」（国際オリンピック委員会「オリンピック憲章」[2019 年 6 月 26 日から有効] 11 頁）。
- (16) 例えば、東京大会において、前回のリオ大会の 3 倍以上となる 186 名の LGBT のアスリートが参加し（Outsports [2021]）、LGBT に関連したニュースがテレビや新聞などのマスメディアをとおして頻繁に取り上げられた。また、東京大会の開会式で国歌を斉唱した歌手の MISHIA が、性の多様性を象徴するレインボーカラーのドレスを着用して登場したことも話題となった。オリンピック・パラリンピックは、国境を超えて数多くの人が注目するイベントであり、その情報発信力によって社会的な関心を高める場となる。
- (17) 例えば、金融庁が 2020 年 10 月に公表した調査報告書「コロナ以後の経済社会構造の変化」（金融庁 [2020]）によると、テレワークの継続や副業の検討、地方移住への関心など多くの項目で従来よりも高い数値を示しており、人びとの働き方や生活スタイルにおいて「多様化」の現象が見られる。
- (18) 地方の市議が、公の会議において鼻を出した形でマスクを装着したのを鼻まで覆うように装着するように命令されたが、従わなかったため退席を命じられた。これに対して市議は、表現の自由に反するとして提訴したことが報道されている（読売新聞社 [2021]）。
- (19) ロールズは、社会における分配の形についてまったくゼロから構想できる状態（原初状態 original position）で全員が無知のベールをかぶり個人の属性を一切知らないとした場合、思考実験の結果として、人は最不遇の立場を最大に改善する分配（最小を最大化するマキシミン原理 Maximin principle）が、全員一致によって、社会を作る基本原則として合意される、と考えた。実験経済学者フロリックとオープンハイマーは、実験室にいくつかの社会階層を作り、そのどれに自分が属するか実験参加者に知らせない状況下で、実験参加者は「最低所得額を保証したうえで社会全体の平均所得を最大化する」という分配方法を、最も支持した。最不遇の立場だけでなく社会全体の総利益（功利主義的基準）についても同時に考慮した結果がもたらされた（亀田 [2017] 141-158 頁）。

#### 参考文献

- 石田京子 [2019] 「第 5 章 LGBT と司法」谷口洋幸編著『LGBT をめぐる法と社会』日本加除出版、90-104 頁。
- 石田仁 [2014] 「第 8 章 戦後日本における『ホモ人口』の成立と『ホモ』の脅威化」小山静子他編『セクシュアリティの戦後史』京都大学学術出版会、173-195 頁。
- 井田真木子 [2014] 『井田真木子著作撰集』里山社。
- 井田真木子 [1997] 『もうひとつの青春：同性愛者たち』文芸春秋。
- 動くゲイとレズビアンのか（アカー）[1991] 『府中青年の家・同性愛者差別事件とは』『インパクション』第 71 号、インパクト出版会、52-61 頁。
- 栄留里美 [2008] 「地方都市のセクシュアル・マイノリティの権利が条例化するための条件：宮崎県都城

- 市男女共同参画社会づくり条例の制定・再制定の動きを事例として」大阪市立大学『人権問題研究』8号, 93-110頁。
- 大林啓吾 [2021] 「至高の判決と判決の思考：アメリカの同性婚訴訟を素材として（特集 創刊 800号記念 時をかける判例：1956-2021年）」『法学セミナー』第66巻9号（2021年9月号），日本評論社，14-20頁。
- オルデンバーグ，忠平美幸訳 [2013] 『サードプレイス：コミュニティの核になる「とびきり居心地よい場所」』みすず書房（Oldenburg, Ray, *The Great Good Place: Cafés, Coffee Shops, Bookstores, Bars, Hair Salons and Other Hangouts at the Heart of a Community*, Da Capo Press, 1999）。
- 風間孝 [2015] 「性的マイノリティをとりまく困難と可能性：同性愛者への寛容と構造的不正義」大澤真幸編『岩波講座 現代 第7巻 身体と親密圏の変容』岩波書店，263-288頁。
- 風間孝 [2004] 「同性愛に『寛容』な文化と社会運動」大畑裕嗣他編『社会運動の社会学』有斐閣，231-233頁。
- 風間孝 [2002] 「カミングアウトのポリティクス」日本社会学会『社会学評論』第53巻3号，348-364頁。
- 風間孝 [2001] 「同性愛／異性愛，その関係性の再構築：府中青年の家裁判を事例に」慶應義塾大学経済学部編『市民的共生の経済学3 家族へのまなざし』弘文堂，123-145頁。
- 風間孝 [1999] 「公的領域と私的領域という陥穽：府中青年の家裁判の分析」日本解放社会学会『解放社会学研究』13号，3-26頁。
- 風間孝 [1996] 「運動と調査の間：同性愛者運動への参与観察から」佐藤健二編『都市の解読力』勁草書房，65-102頁。
- 風間孝他 [2010] 『同性愛と異性愛』岩波書店。
- 亀田達也 [2017] 『モラルの起源』岩波書店。
- 川岸令和 [2017] 「第3章 国民の権利及び義務 §14【法の下での平等，貴族の禁止，栄典】」長谷部恭男編『注釈日本国憲法』有斐閣，61-213頁。
- ギデンズ他，友枝敏雄他訳 [2018] 『ギデンズ社会学コンセプト事典』丸善出版（Giddens, A. and Sutton, W., *Essential Concepts in Sociology*, Cambridge, Polity, 2014）。
- ぎょうせい [1998] 『判例地方自治』175号，64-73頁（東京高裁控訴審判決）。
- 君塚正臣 [2013] 「同性愛者に対する公共施設宿泊拒否：東京都青年の家事件」長谷部恭男他編『憲法判例百選』第6版（『別冊 ジュリスト』217号），有斐閣，66-67頁。
- 国際オリンピック委員会 [2014] 「オリンピック・アジェンダ 2020 20+20 提言」2014年11月18日。
- コセフ，小田嶋由美子訳 [2021] 『ネット企業はなぜ免責されるのか：言論の自由と通信品位法 230条』みすず書房（Kosseff, Jeff, *The Twenty-Six Words that Created the Internet*, Cornell Univ. Press, 2019）。
- 小宮友根 [2011] 『実践の中のジェンダー：法システムの社会的記述』新曜社。
- 酒井隆史 [1996] 「性的指向性とアイデンティティ：アメリカ合衆国におけるゲイ運動の展開への考察」早稲田大学社会学会『社会学年誌』37号，1996年3月，105-118頁。
- 椎野信雄 [2017] 「Homosexualityをめぐって：ホモセクシュアルが病気でなくなるまで」文教大学『文教大学国際学部紀要』第27巻2号，2017年1月，39-47頁。
- 清水雄大 [2007] 「日本における同性婚の法解釈〈上〉」性的マイノリティと法研究会『法とセクシュアリティ』第2号，2007年9月，45-91頁。
- 白水隆 [2019] 「同性愛者に対する公共施設宿泊拒否：東京都青年の家事件」長谷部恭男他編『憲法判例百選』第7版（『別冊 ジュリスト』245号），有斐閣，68-69頁。
- 須藤陽子 [1999] 「判例研究（4）同性愛者の団体に対する『府中青年の家』宿泊利用申請不承認事件：地方自治法 244条2項『公の施設』の利用を拒む『正当な理由』」地方自治総合研究所『自治総研』第

- 25 卷 11 号, 1999 年 11 月, 1-18 頁。
- 清野幾久子 [1998] 「同性愛者団体の公共施設宿泊拒否と法の下の平等：東京都青年の家事件」『判例セレクト '97』(『法学教室』210 号別冊付録), 有斐閣, 4 頁。
- セン, 池本幸生訳 [2011] 『正義のアイデア』明石書店 (Sen, Amartya, *The idea of Justice*, Belknap Press of Harvard Univ. Press, 2009)。
- 田中成明 [2011] 『現代法理学』有斐閣。
- 谷口功一 [2004] 「『性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律』立法過程に関する一考察」日本法哲学会『法哲学年報』2003 巻, 212-220, 226 頁。
- 谷口洋幸 [2019] 「第 9 章 LGBT と人権」谷口洋幸編著『LGBT をめぐる法と社会』日本加除出版, 186-213 頁。
- 辻智佐子他 [2021] 「情報化社会における中間組織と公共性, そして制度に関する覚え書き: 2020 年コロナ禍に直面した社会を考える」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第 17 号, 2021 年 3 月, 87-123 頁。
- 辻智佐子他 [2019] 「ヴェブレンの制度論と高等教育」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第 15 号, 2019 年 3 月, 27-52 頁。
- 辻智佐子他 [2015] 「個人情報をめぐる制度設計の検討プロセスに関する考察」城西大学経営学部『城西大学経営紀要』第 11 号, 2015 年 3 月, 45-73 頁。
- 中川重徳他 [2016] 「LGBT の先駆的訴訟『府中青年の家事件』弁護団長・中川重徳会員インタビュー (特集 LGBT: セクシュアル・マイノリティ [性的少数者])」東京弁護士会『LiBRA』第 16 巻 3 号 (2016 年 3 月号), 19-22 頁。
- 中川重徳 [2016] 「自分たちの未来を切り開く: 府中青年の家裁判から」『統合失調症のひろば』2016 年秋第 8 号, 日本評論社, 117-121 頁。
- 中川重徳 [2011] 「子どもたちの性をめぐる裁判二題 (特集 子どもの権利保障のいま: 子どもの生きる力を育む一歩へ)」日本民主法律家協会『法と民主主義』458 号, 2011 年 5 月, 20-23 頁。
- 中山竜一他 [2019] 『法思想史』有斐閣。
- 新村聡 [2009] 「アダム・スミスの共感論と公平な観察者論」『経済学史学会 大会報告集 第 73 回大会』経済学史学会第 73 回大会 (慶応大学), 2009 年 5 月 30 日, 25-30 頁。
- 針間克己 [2014] 「第 1 章 セクシュアリティの概念」針間克己他編著『セクシュアル・マイノリティへの心理的支援: 同性愛, 性同一性障害を理解する』岩崎学術出版社, 15-25 頁。
- 判例時報社 [1995] 『判例時報』1509 号, 80-96 頁 (東京地裁第一審判決)。
- 判例タイムズ社 [1999] 『判例タイムズ』986 号, 206-215 頁 (東京高裁控訴審判決)。
- 判例タイムズ社 [1994] 『判例タイムズ』859 号, 163-179 頁 (東京地裁第一審判決)。
- 平野広朗 [1994] 『アンチ・ヘテロセクシズム』パンドラ。
- 藤谷祐太 [2008] 「トラブルを起こす/トラブルになる: 1990 年『府中青年の家同性愛者差別事件』と 1991 年から 1997 年の『府中青年の家裁判』を事例として」立命館大学大学院先端総合学術研究科『コア・エシックス』Vol. 4, 2008 年 3 月, 319-332 頁。
- ベラー他, 中村圭志訳 [2000] 『善い社会: 道徳的エコロジーの制度論』みすず書房 (Bellah, R. N., Madsen, R., Sullivan, W. M., Swidler, A. and Tipton, S. M., *The Good Society*, Alfred A. Knopf Inc.: New York, 1991)。
- ポーレン, 北丸雄二訳 [2019] 『LGBT ヒストリーブック: 絶対に諦めなかった人々の 100 年の闘い』サウザンブックス社 (Pohlen, Jerome, *Gay and Lesbian History for Kids: the Century-Long Struggle for LGBT Rights, with 21 Activities*, Chicago Review Press, 2015)。
- ホーン川嶋瑠子 [2018] 『アメリカの社会改革: 人種・移民・ジェンダー・LGBT』筑摩書房。

- 松山恒昭他 [1999] 「同性愛者の団体からの青年の家の利用申込を不承認とした教育委員会の処分を違法であるとして損害賠償請求を一部認めた事例」西村宏一他編「平成10年度主要民事判例解説」判例タイムズ社『判例タイムズ』1005号, 1999年9月, 118-119頁。
- 三橋順子 [2019] 「第3章 LGBTと法律」谷口洋幸編著『LGBTをめぐる法と社会』日本加除出版, 40-59頁。
- 三橋順子 [2015] 「日本トランスジェンダー小史：先達たちの歩みをたどる（特集 LGBT：日本と世界のリアル）」『現代思想』第43巻16号, 青土社, 218-230頁。
- 棟居快行他 [2019] 『基本的人権の事件簿：憲法の世界へ』第6版, 有斐閣。
- 森山至貴 [2017] 『LGBTを読みとく：クィア・スタディーズ入門』筑摩書房。
- 森山至貴 [2016] 「セクシュアルマイノリティとネオリベラリズム（小特集 差別の現在：障害者差別とセクシュアルマイノリティ差別を通して）」日本解放社会学会『解放社会学研究』30号, 88-104頁。
- ラジャン, 月谷真紀訳 [2021] 『第三の支柱：コミュニティ再生の経済学』みすず書房 (Rajan, Raghuram, *The Third Pillar: How Markets and the State Leave the Community behind*, William Collins, 2020)。

#### URL

- 阿部花恵『「母ふたり子ども3人」の家族。女性と恋に落ち、結婚式を挙げて、裁判の原告になった』『ハフポスト日本版』2020年4月24日  
([https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\\_jp\\_5e8f9781c5b6d641a6bc1547](https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_5e8f9781c5b6d641a6bc1547))。
- 奥野斐『「LGBT法案、今国会提出を」弁護士ら緊急声明 自民の反対派の『訴訟が多発』にも反論』『東京新聞』2021年6月8日  
(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/109426>)。
- 金融庁「コロナ以後の経済社会構造の変化」(参考資料1) 2020年10月20日  
(<https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryoku/20201020/04.pdf>)。
- 公益社団法人 Marriage For All Japan HP (<https://www.marriageforall.jp>)。
- 笹川かおり「同性婚の『人権救済申し立て』は、どんな意味を持つのか。LGBT支援の弁護士・山下敏雅さんに聞く」『ハフポスト日本版』2015年9月26日  
([https://www.huffingtonpost.jp/2015/09/25/lgbt-same-sex-marriage-toshimasa-yamashita\\_n\\_8194862.html](https://www.huffingtonpost.jp/2015/09/25/lgbt-same-sex-marriage-toshimasa-yamashita_n_8194862.html))。
- 「事務所探訪 永野・山下法律事務所」『Attorney's MAGAZINE Online』Vol. 41, 2014年9月号  
([https://legal-agent.jp/attorneys/office/office\\_vol41/](https://legal-agent.jp/attorneys/office/office_vol41/))。
- 諏訪の森法律事務所 HP (<http://www.ne.jp/asahi/law/suwanomori/index.html>)。
- 中央大学・LLAN (LGBTとアライのための法律家ネットワーク) 共催連続公開講座第1回「LGBTと人権：府中青年の家裁判を振り返る」(2018年5月12日 [土] 開催)  
(<https://www.chuo-u.ac.jp/academics/faculties/law/news/2018/06/13747/>)  
「公開講座当日の中川重徳氏配布資料」  
(<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/07/ce0c83c505f90c9e5e39ce99aece8c5e-3.pdf?1636346319033>)  
「公開講座当日の風間孝氏配布資料」  
(<https://www.chuo-u.ac.jp/uploads/2018/07/7c4552b3492f2dbc0c54148b40f31da6-3.pdf?1636346450381>)
- 東京新聞社「東京地裁の同性婚訴訟で一転、本人尋問実施へ 裁判長が交代」『東京新聞』2021年6月30日  
(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/113783>)。
- 東京新聞社「同性婚『認めないのは違憲』と司法判断、国会で議論活発化も…課題多い立法への道」『東

京新聞』2021年3月26日

(<https://www.tokyo-np.co.jp/article/93749>)。

特定非営利活動法人 東京レインボープライド HP (<https://tokyorainbowpride.com/about2021/>)。

特定非営利活動法人 ふれいす東京 HP (<https://ptokyo.org>)。

読売新聞社「議会で鼻出しマスク、発言禁じられた市議が提訴…『着用は強制されるものではない』」『読売新聞オンライン』2021年11月22日

(<https://www.yomiuri.co.jp/national/20211122-OYT1T50164/>)。

Outsports, *At least 186 out LGBTQ athletes at the Tokyo Summer Olympics, by far a record*, Sep 22, 2021

(<https://www.outsports.com/olympics/2021/7/12/22565574/tokyo-summer-olympics-lgbtq-gay-athletes-list>)。

# Social Influence of Judicial Precedents Concerning Human Rights and Intermediate Organizations: The Trend of Arguments for the Legal System for LGBT as a Case

Chisako Tsuji,  
Shunichi Tsuji,  
Shoichi Watanabe

## Abstract

This paper took up the trend of arguments for the legal system for lesbian, gay, bisexual, and transgender (LGBT) as a case and examined “intermediate organizations,” “publicness,” and “Institutions” through the movement of legal circles. We investigated attitudes toward tackling human rights issues by the Japan Federation of Bar Associations and the bar association in each judicial district and examined the role of trials in various aspects of human rights and the process of establishing rights. Next, we focused on the Fuchu Youth House Rental Refusal in Tokyo, which was the first court case to appeal to the public on LGBT issues and discussed the role of intermediate organizations in institutional design through this court case. We then reviewed historical court cases related to LGBT after the Fuchu Youth House Rental Refusal, the establishment of intermediate organizations, and the development of legal systems. Subsequently, we examined the relationships among these three areas.

The results are as follows: (1) to realize democratic discussion in the information society, debates on LGBT must be examined and analyzed in conjunction with the activities of legal circles, and the function of setting the needs of a new system generated from the connection between knowledge held by intermediate organizations and those held by qualified professionals, as an agenda must be utilized in institutional design; (2) this agenda setting function may become the means to foster sympathy (A. Smith) and common good (R. Bellah), when a place for people to deliberate is difficult to realize; and (3) under the social circumstances in which democratic values have been relativized and the effectiveness of authoritarian control has been argued, the importance of establishing publicness, in which real and virtual worlds are merged through the Internet in the information society, must be reconsidered.

**Keywords:** Legal circles, Institutions, Publicness, Intermediate organizations, Nonprofit organizations, LGBT, Common good